

住宅建設ニ適スル需求用地、官公用
地、御料地ナドノ貸下拂下ヲ促進シ、
或ハ自力建築能力アル者ニ對シテハ、
封鎖、特殊ノ預金及ニ保険金ノ引出
シ、運輸其ノ他各般ノ便宜ヲ大幅ニ供
與シ、又自力建築能力ナキ者ニ對シテ
ハ、共同住宅ヲ建設シテ、廉價ニ供與
シ、又或ハ職災者ノ就業復興ニ萬全
ヲ期スル必要ガアルト存ジマス、而
シテ戰災復興ハ總て迅速主義ヲ執リ、
效果主義ニ徹シ、官公署ノ怠慢ニ對シ
テハ之ヲ糾弾スルノ方途ヲ講スベキデ
アリマス、尙ホ詳細ノ點ニ付キマシテ
ハ、他ノ機會ニ譲リタクイト存ジマス、
是ガ完遂ニハ、豫算ノ計上ト政府ノ自
熱的ノ努力ニ依ツチ、国民ノ奮起ト協
力ヲセシメルコトガ必要ナノアリマ
スルガ政府ハ日本再建ノ原動力タル此
ノ重要事業ニ對シマシテ、果シテ如何

度ノ協力ト支援ヲナシ、一撃ニ各部門ノ完遂ニ邁進スルコトヲ強ク要求致シ、以テ政府ヲ强力ニ鞭撻致スモノデアリマス（拍手）
○諸長（樋口豊三君）是ヨリ討論ニ入
リマス、順次發言ヲ許シマス——武田
キヨ君
〔武田キヨ君登壇〕
○武田キヨ君 私ハ日本自由黨ヲ代表
致シマシテ、只今ノ復興促進ノ決闘案
ニ對シて發意ヲ表明致シマス
終戦後第一箇年ニ垂ント致シテ居
リマスガ、今日全國ノ人小百二十有餘
ノ戰災都市、如何ナル状態デゴザイマ
セウカ、殆ド終戦當時ノ状態、アノ戦
災ヲ受ケマシタ状態ト變ラナイ儘度放
置サレテ居ルノデザイエス、我々ガ
併翼致シテ居リマシタ戰災復興院ハ、
果シテ健在デアルカト私ハ尋ねタイノ

存哲學、之ヲ基礎ト致シマシテ、與ヘ
ラレマンシタモノノドツ云フ風ニ取放フ
カト云フコトヲ決メルノデゴザイマ
ス、此ノ國民大衆ノ感度ニビツタリト
合ツタモノデナケレバ、大衆ハ手ヲ付
ケナイデ、無關係ノ儘テ讐レシマツ
テ居ルノデゴザイマス、此ノ無言ノ拒
否ト申シマスカ、其ノ無言ノ拒否ト表
示致シマシタ態度ハ、アノ住宅營團ノ
建テシタ側近ク、銘々ガア、云フ生
活ヲ、自分カラササキカナ家ヲ營ンゲ
暮シテ居ルノデモ證明サレマス、斯ノ
云フ點ニ付テ政府當局ハ能ク御考ヘニ
ナツテ戴キタイト存ジマス、今ヤ此ノ
焦土ノ上ニ我ガ文化日本ハ建設サレナ
クチヤナリマセヌ、此ノ廢墟カラ我々
ハ起テ上ツテ、平和國家ト云フモノヲ
造り出サナケレバナラナインデゴザイ
マス、所ガ一箇年以上テ此ノヤウナ狀

度ノ協力ト支援ヲナシ、一擧ニ各部門
ノ完遂ニ邁進スルコトヲ強ク要求致
シ、以テ政府ヲ強力ニ鞭撻致スモノデ
シ、アリマス（拍手）
○諸長（樋口豊三君）是ヨリ討論ニ入
リマス、順次發言ヲ許シマス——武田
キヨ君

存哲學、之ヲ基礎ト致シマシテ、與ヘ
ラレマンシタモノノドウ云フ風ニ取放フ
カト云フコトヲ決メルノデゴザイマ
ス、此ノ國民大衆ノ感度ニビツタリト
合ツタモノデナケレバ、大衆ハ手ヲ付
ケナイデ、無關係ノ儘デ離レテシマツ
テ居ルノデゴザイマス、此ノ無言ノ擅

メラレルデアラウカト存ジマス、勿論
政府當局ハ飽クマデ憤電ニ、復興計畫
ニ對シテハ百年ノ人計ヲ考ヘラレ、周
到綿密ナ行屆イタ計畫ヲナサレテ居ル
コトハ想像ニ難クナインオザイマス
ケレドモ、餘リノ慎重サニ却テ機運ヲ
逸シハシナイカト云フコトヲ私ハ心配
致シマス

惟フニ「ボツダム」宣言下ニイサイマ
ス我ガ國ガ、如何ナル狀態ニアルカハ
今申上ゲルマデモゴザイマセヌ、凡ニ
ル方面、ドノ斷面ヲ見マシテモ、難局
中ノ難局ニ面シテ居リマス、資材ノ面
デモ、逆モ是ハ普通ノ狀態デハ出來ナ
イノデゴザイマスカラ、斯ウ云フ場合
國家ニ多キヲ要求スルト云フコトハ私
ハ無理ダト存ジマス、唯私ハ現在決シ
テ完全無缺ノ復興計畫——其ノ復興ノ
早カラソコトヲ期待スルモノデハゴザ

カト云々コト、能ク分ツテ居リマス、隨テ都市ノ復興ニ關シマシテモ、決シテ國民ハ全部ノ政府ニ依存シヨウト致スモ、ノデハゴザイマセヌ、政府ガ若シ最初ノ手ヲ打ツテ下サレバ、國民ハ二ノ手ヲ引受ケヨウト用意シテ居リマス、戦災者自身モ再建ノ意欲ニ燃エテ居ルノデゴザイマス、唯要ハ一日モ早ク此ノ國民ノ心持ヲ大キク織込ンデ、勇猛果敢ニ政府ニ復興ノ根本方針ヲ打樹テ、戴キ、同時ニ目下國內ニ充满シテ居リマスアノ失業者ノ方々ニ此ノ重大ナル國家再建ノ片荷ツテ負負ツテ戴クヤウニシタインノデゴザイマス、何ハ備テ措キ、先づ國ノ起チ上リヲ如實ノ姿ニ現ハシマス戰災復興ノ事業コソハ、文化、經濟、工業ナドノ凡ユル國民生活ノ基盤ニナルモノデアルト私ハ存ジマス、殊ニ國民自體ヲ眼ノ前ノ敗戦ノ氣

ハ破壊セラレ、或ハ肉身ヲ失ヒ、或ハ
負傷ノ爲メ不具ノ境遇トナラマシタ
方々ハ一千萬ノ多キヤ致ヘルノデアリ
マス、是等ノ罹災者ハ致命的ノ三重ノ
犠牲デアリマシテ、洵ニ同情ニ堪ヘナ
イ不幸ノ方々デアリマス、終戦後既ニモ
一箇年ニナル今日、不幸ナル罹災者
ト、幸ヒニ此ノ難ヲ免レマシタ者トノ
境遇上ノ開キサ益ミ大キク、其ノコト
自體ガ、國民一體化ノ必要ナル時ニモ
拘ラズ人心ノ動搖滋患シ憂慮スベキ
社會上、道德上ノ諸問題ヲサヘ惹起シ
ツ、アル今日、政府ハ速カニ綜合復興
計畫ヲ確立實施シテ、住ムニ家ナク着
ルニ衣服ナキ國民ナカラシムベク、格
段ノ努力ノ傾倒スベキモノデアリマス
(拍手)又は等ト並行シテ、新日本建設
ノ原動力トと稱スベキ凡エル産業施設、
交通、教育、文化ナドノ廣汎ナル復舊
復興ヲ急速ニ實施ヘルト共ニ、此ノ際
産業道路、觀光施設ナド初期的計画ヲ
ナスベキデアル、即時實施スベキ方策
ノ一例ヲ擧ゲレバ次ノ如キモノガアリ

ナル程度ノ熱意ヲ有セラル、ヤ、甚ダ
憂慮ニ堪ヘナイ所ガアルノデアリマス
(拍手)承知スル所ニ依リマスレバ、本
年度ノ復興第三ハ極メテ少額ノ計上ヲセ
ラル、ト開キ及シニ度居リマス「孤ニハ
穴アリ、然ルニノ子ハ社スル所ダニ
ナシ」は有名ナ言葉アリマスガ、
萬物ノ運長ナル人間ノ住ムベキ家ガ
ナイ、遐々トシテ政府ノ復興計畫ハ進
マナイ状態アリマス、是レ即チ本事
業ニ對シ政府ノ熱意ノ微弱ナルコトヲ
立證スルモノアリマシテ、洵ニ憤慨
ニ堪ヘナイ所ガアルノデアリマス(拍
手)斯クノ如キ状態ハ、今ヤ萬難ヲ
排シテ雄々シクモ起子上ラントスル確
災者ニ對シテ、希望ト光明ヲ失ハシ
ムモノニアル、又失業者策トシテ計
上ヲ傳ヘラシテ居ル所ノ六十億ノ其ノ
使途ノ如キハ、本事業ニ全面的ニ充當
スペキデアルコトハ、論ヲ俟タザル所
ト庶幾スルニ、未ダ其ノ具體的證明ヲ
見ザルハ甚ダ遺憾ニ堪ヘナイ所アリ
マス、政府才眞ニ本事業ノ重要性ヲ確
認スルナラバ、各省ノ舊弊ヲ一掃ジ
テ、比ノ際ハ各省トモ本事業ニ對シ高

デゴザイマス(拍手)昨年冬越冬
備フル爲ニ難民ノ救護ヲ意味致シマシ
テ、三十萬戸ノ緊急簡易住宅、應急簡
易住宅ヲ計畫致セラマシタガ、果シ
テアノ中ノドレダケガ難民ノ役ニ立
ツタデゴザイマセウ、多クノ話題ト疑
問トヲ殘シマシテ、今日ノア
ノ掘立小屋ニ近イヤウナ家屋
ハ殆ド雨曝シニナツテ居リマ
ス、サウシテ曾テ文化ヲ誇リマシク都
民ハ、其ノ傍ラノ荒廢シタ雜草、累々
タル中ニ、赤ク焼ケ爛レマシタ「トタ
ン」ヤ、或ハ木片ナドヲ集メマシテ、
實ニ義蟲ノヤウナ家ヲ建テマシテ、其
ノ中ニ、泥ニ塗レ、垢ニ塗レ、野蠻
人ノヤウナ生活ヲ今日マデ續ケ居ル
ノデゴザイマス(ヒヤー)元來政府
ノ計リマス所ハ、國民ノ要求ニ應ジタ
モノナクナクテハ私ハイクナイト信ジテ
居リマス、指導者ノ一擧手一投足ト云
フモノハ、之ニ對シテ無言デハゴザイ
マスケレドモ、國民大衆ハ決シテ首目
モノナクナクテハ私ハイクナイト信ジテ
居リマス、指導者ノ一擧手一投足ト云
フモノハ、之ニ對シテ無言デハゴザイ
マスケレドモ、國民大衆ハ決シテ首目
モノナクナクテハ私ハイクナイト信ジテ
居リマス(其ノ通リ)ト呼ブ者アリ、且
已ノ生活經驗カラ割出シマシタ所ノ生

熊デ居リマシテ、マダ帝都ハ何ノ處理
セ致シテ居リマセス、焼ケ残ツタ「ビ
ルディング」ハ其ノ儘デ放置サレ
テ居リマシテ、何ノ修理ノ氣配ミ
テザイマセス、我々ノ前ニマルデ敗
戦ノ記念碑ト見エルヂヤゴザイマ
セスカ(拍手)是等ノモタ我々ハ眼前
ニ見マシテ、而モ此ノ荒涼タル燒野ニ
立ナマス時ニ、此ノ國民ニ對シテ國家
再建ノ意欲、其ノ情熱、ソレヲ如何ニ
シテ盛り上ゲヨウト政府ハスルノデゴ
ザイマセウ、私ハ帝都ノミナラ、地方
ガ——何時モ東海道往復ノ途次ニそ其
ノ車窓デ見マスルガ、全然戰禍ノ儘放
置サレ居ルノヲ見ルノデゴザイマ
ス、殊ニ廣島ヤ吳ナドハ戰禍ノ後昨秋
ハ風水害ヲ受ケマシテ、今日尙ホ少シ
雨ガ降リマスト、道路ハ全然川ト同ジ
ニナリマシテ、下駄ヲ脱ギ足袋ヲ脱イ
デ渡ラナケレバ行ケナイ狀態アゴザイ
マスガ、マダソレニ何等手ヲ付ケテ居
ナインデゴザイマス、斯ウ云フ状況ヲ
當局ハ何ト御覽ニナツテ居ラレルア
リマセウ、政府ガ國家再建ノ熱意、サ
ウシテ其ノ目標、ソレヲ何處ニ私ハ求
マスカラ、ドウゾ國民ノ氣持ニビツタ
リ合ヒマスヤウニ、サウ云フ計畫ヲシ
テ戦キタイ、大膽率直ニ、願ハクハ現
在ノ國民ノ、スツカリ消耗、意氣銷沈
シテ居リマス其ノ沈淪ノドン底ニ喝モ
デ居リマス國民大衆ヲ奮ヒ立タセルヤ
ウニ、積極果敢ノ再建方策ヲ早ク立テ
テ戴キタインデゴザイマス(拍手國民
ノ魂ヲ搖リ動カスヤシナ建設ノ息吹ヲ
吹キ掛ケテ戴キタインデゴザイマス、
明日カラデモドウゾ「トラック」デ街ノ
清掃整備ヲヤツテ戴キタイ、サウシテ
斧ヤ鍬ノ音ガアチラコチラニ響イテ、
其ノ建設ノ聲イカ國民ノ耳ニぞ聞エマ
シタナラバ、必ス國民ハ、今マデ意氣
消喪シテ居リマシテモ、兩方ノ手ニ睡
ヲシテ、サアヤラウト起チ上ルト私ハ
思ヒマス、モウ國民ハ一箇年敗戦ノ重
壓ニ苦シム居リマス、今ヤ我慢シテ
居リマシタ此ノ腰ヲ延バシテ、シツカ
リ起チ上ラウトシテ居ルノデゴザイマ
ス、勿論復興ニ付キマシテハ、經濟的
ニモ或ハ又資材ノ方面ニモ陥路ガ如何
ニ多イカ、ドンナニ其ノ陥路ガ大キイ

持カラ救ツテ、其ノ再出發ノ意氣ヲ昂揚致シマスル爲ニハ、隨分是ハ精神上ノ效果ガ大キイデアラウト存ジマス、〔簡単々々ト呼ブ者アリ〕右ノ意味ニ於キマシテ、私ハ本案ニ賛成ノ意ヲ表示シマス、才刻モ早ク政府ガ之ヲ實現セラレントコトヲ希望致シマス(拍手)○議長(権貝謙三君) 今村等君

(今村等君登壇) ○今村等君 只今上程サレマシタ戰災復興促進決議ニ對シテ、日本社會團體代表シテ賛成ノ意ヲ申上グル次第アリマス

政府ハ戰火復興ニ對シテ、昨年ノ八月終戦後凡ユル施策ト凡ユル方針ヲ以テ、復興ヲ一日モ早カラシメントシテ努力サレテ居ルコトヲ多トスルモノデアリマスルガ、併シナガラ其ノ戰火都市ニ於ケル復興ノ状態ト云フモノハ、運々トシテ進ンデ居ライノデアリマス、(拍手)政府ノ方ニ於キマシテモ、戰災復興院デアルトカ、國土計畫局デアルトカ云フ凡ユル政府機關ヲ勤負シテ、計畫其ノモノハ極メテ綿密ニ成立シテ居ルヤウデアリマスガ、其ノ計畫ヲ實際ニ當嵌メマスル場合ニ、果シテ國民ガ要求シテ居ルヤウナ所ヘ其ノ復興ノ事業ガ進ンデ居ナイト云フコトヲ遺憾トルモノニアリマス(拍手)御承知ノ如ク戰災者ノ身ニナリマスルト、日本ニ於ケル空襲ニ因ル戰災ノ一番激シイ所ハ、廣島、長崎デアルト思フノデアリマス、私共ハ世界ニナイ新しい新型爆弾ノ空襲ニ洗禮ヲ受ケタル長崎ノ一人デアリマスルガ、唯一瞬ヲ出デズシテ、廣島ニ於ケル所ノ十萬ノ生靈ヲ葬リ、或ハ長崎ニ於ケル所ノ六萬ノ生靈ヲ葬リ去ル、此ノ極メテ深刻上ニ之ヲ盛り上げテ一段ノ努力ヲ望マナケレバナラスト思フノデアリマス、私共トシテハ、復興計畫ト云フモノハ、極メテ政府ガ慎重ニ、又凡ユル政策ノ悲痛ナル空襲ノドン底ニ洗禮ヲ受ケタ

アリマスルノデ、喋々ト之ヲ申シマセ
ス、本日此ノ議場ニ御出席ノ各員ハ、
恐ラク此ノ戦災復興ニ對シテハ極メテ
同情アル所ノ意思ヲ以テ本決議案ヲ共
同提案サレタト思フノデアリマスル
ガ、私ハ日本社會黨ヲ代表シテ、此ノ
議案ガ、單ナル決議案ト空文ニ終
ラザル所ノ、實際的ノ決議案トシテ、
國民ガ悲壯ナル決意ヲ以テ手ヲ伸バシ
テ居ルモノニ對シテ、政府ハ何卒斷乎
トシテ國民ニ對シテ教ヒノ手ヲ伸ベラ
レントヨリ切ニ御願ヒ致シマシテ、贊
成ノ意ヲ表スル次第アリマス(拍手)
○講演(樋谷経三君) 川野芳滿君
(川野芳滿君登壇)
○川野芳滿君 私ハ協同民主黨ヲ代表
致シマシテ、只今各黨各派共同提案ニ對
ナツテ居ル戰災復興促進決議案ニ對
シ、滿腔ノ誠意ヲ以テ贊意ヲ表セント
スルモノアリマス
國ヲ擧ゲテ無謀ナル戰争ニ突入致シ
マシタ我ガ國民ハ、時ノ指導者ノ命
令ノ儘ニ、或ハ水年住ミ慣レタ我ガ
家、我が土地ヲ強制疎開サレ、或ハ又
戰災ニ焼カレタノデゴザイマシテ、今
デハ是等戰災者ハ住ムニ家ナク、着ル
ニ衣ナク、昂進スル「インフレ」ト食糧
難ト鬪ヒツ、親戚知己ヲ求メテ轉々
トシテ流浪ノ歩ミヨ續ケテ居ルノガ、
今日ノ戰災者ノ姿デアルト私ハ思フノ
デアリマス、燒カレタ者ト燒カレザリ
シ者トノ幸ト不幸、運ト不運ノ差ハ、
今後益々甚ダシクナツテ行クモノト私
ハ思ソノデアリマス(拍手)故ニ政府ハ
一日七早々難民者ノ救濟ニ對シ、凡ユ
智能ヲ傾注シテ救濟ニ乗出サナケレバ
マセス、兩等モ凌ギ安住ノ土地ガ欲シ
族一同ガ同ジ所ニ寢タイ、其ノ家屋ガビ
欲シイト云フ叫ビデアルト私ハ思フノ

ニアリマス（拍手）然ルニ政府ハ近ク軍需補償ヲ廢止サレルト云フコトデアリマス、是ハ當然デアリマスガ、戰災保險ノ如キハ當然是ハスガ、戰災保險ノ如キハ當然是ハスガ、戰災者ニ渡ベキモノノデアルト私ハ考ヘルノデアリマス、殊ニ少額ノ戰災保險ノ如キハ即時放出スベキモノノデアルト私ハ思フノデアリマス、政府ハ色々施策ヲ發表致シテ居リマスルガ、遍嘗トシテ進マズ、今日國民ノ憤懣ヲ買テ居ルノデゴザイマスガ、今日國民ガ家庭ヲ建テルニ付キマシテ、最モ障碍ヲ來シテ居ルモノハ區劃整理法デアリマス、區劃整理法ハ、聞ク所ニ依リマスルト、六箇年ノ繼續事業デ御計畫ニナツテ居ルト云フコトデアリマス、今日戰災者ガ家ヲ建テント欲シテモ、建築線ノ關係デ建テラレナイト云フヤウナ寶情デアル、故ニ政府ハ少クトモ此ノ區劃整理事業ニ於テモ、二、三年ノ中ニテ居ルト云フコトデアリマス、併シナガラ今日戰災者ガ家ヲ建テント欲シテモ、建築線ノ關係デ建テラレナイト云フヤウナ寶ノデアリマス、今日自力復興ト云フヨリハ淘ニ立派ナ言葉デアリマシテ、私モ贊成致シマス、併シナガラ今日戰災都市百十九ノ狀態ヲ見テミマスルト、殆ド自拔ノ場所、大半ノ都市ハヤラレテ居ルノデアリマス、收入ノナイ此ノ戰災都市ニ對シテ、自力更生ナドト云フガ如ギハ、木ニ縁ツテ魚ヲ求ムルガ如キモノデアリマシテ、淘ニ現實ヲ知ラザル所ノ暴言ナリト言ハザルヲ得ナインオデアリマス、宜シク政府ハ此ノ戰災復興事業ニ對シマシテ、思ヒ切ツタル所ノ補助政策ヲ斷行スペシト私ハ斷言致スノデアリマス、政府ハ曩ニ國民學校ノ建築ニ對シマシテ、半額ノ補助ヲ給スカノ如キ御通牒デアリマシタガ、其ノ後半額ノ補助ヲ打切りニナツタサウデアリマス、今日將來ノ我國ヲ背負テ來ノ日本國家ヲ背負ベキ國民學校ノ校舍ノ建築ニハ、少クトモ相當ノ補助

ヲ計上スベキモノデアルト恩フノアマ
リマス、斯クノ如キ事柄ヲ拾ヒ上ゲニ
見マスト、洵ニ數限リハアリマセヌガ
今日ハ時間ノ制限ガゴザイマスノデ
ベルコトヲ略シマスルガ、併シナガ
ラ百ノ宣言ヨリモ、私ハ一ノ實行ゼ
貴イモノデアルト思フノデアリマス、
十年先ノ百ノ仕事ヨリモ、今日ノ十
仕事ガ私ハ貴イモノデアルト恩フノデ
アリマス（拍手）政府ハ須ク此ノ眞理
ヲ體セラレマシテ、一日モ早ク戰災復
興ニ邁進セラレムコトヲ切望致シ、而
シテ只今上程ニナリマシテ決議案ニ
腔ノ誠意ヲ以テ贊意ヲ表スル次第デ
ザイマス（拍手）

○議長（櫻谷證三君） 喜多橋夷郎君
〔喜多橋夷郎君登壇〕

○喜多橋夷郎君 私ハ無所屬俱樂部ヲ
代表致シマシテ、本日茲ニ各派共同相
案ニナリマシタル戰災復興促進決議案
上程ニ滿腔ノ贊意ヲ表シテ意見ヲ申述べ
ペタイト存ジマス

惟ヒマスルニ、戰災地ノ復興其ノコトニハ
ガ可及的緊急ニ行ハレナイコトニハ、
我ガ祖國日本ノ新生ハ絶對ニアリ得
イノデアツテ、今更ニ警言ヲ要セヌ事
實其ノモノガ之ヲ證明致シテ居ルノニ
アリマス、彼ノ家ヲ焼カレ、衣類ヲ
カレ、無一物ニナリマシタ罹災ノ同胞
ガ終戦後早ヤ一箇年ニ垂ント致シテ民
リマスル今日、未ダニ住ムニ家ナク、
着ルニ衣類ナク、或ハ疎開先ノ親族ニ
ハ疎外サレ、或ハ家族ガ今尙ほ數箇間
ニ分散宿寓シ、遂ニ經濟的ノ破綻ニ遭
迫シテ、動モスレバ混亂ノ一步手前ニ
直面致シテ居ルノデアリマス、又一而
彼ノ焦土化シマシタル都市ノ廢墟
ニ、雜草ノ伸ビタ中ニ、赤ク錆ビタ
「トタン」ノ小屋ニ、破レ筵ヲ吊下ゲ
シテ、雨漏リテ防護術モナク、長雨ニ
五月雨ノ昨今、飢餓ト戰ヒ、求ムル
職モナク、心身ノ耗耗其ノ極ニ達シニ
居ルノデアリマス、洵ニ保健衛生上コ
リ見マシテモ、眞ニ憂慮スベキアバニ

屋ニ屯住セル有様、何時ノ日ニ安住ノ居ガ興ヘラレルカ、今日マデノ推移ヨリ推シ量りマスル時、前途ノ希望ノ曙光スラ持チ得ズ致シマシテ、撫テ、加テ物質的ニモ精神的ニモドン底ニ追詰メラレテ居ルノガ、我ガ同胞戰災者ノ現狀其ノモノニアリマス（拍手）固ヨリ政府當局ニ於カレマシテモ、是等戰災者住宅及ビ衣料ニ對シマシテ、應急ノ措置ヲ講セラレ、且ツ其ノ施設ヲ實行ニ移サレテ居ルヤウデアリマスルガ、最ニ重要ナル緊急措置ニ於テハ、依然トシテ緩漫テアリ、而モ遲々トイテ其ノ進捗ノ見ルベキモノガナイノアリマス、實ニ我が罹災者ノ窮狀ニ至リマシテハ、聊カモ打開セラレテ居ラナイノデアリマス

申スマデモナク當局要路ト致シマシテハ、汲々トシテ計畫ヲ立て、善處展開ニ當ラレテ居ルノデアリマスガ、其ノ拔本塞源ノ策ハ固ヨリ、更ニ其ノ末端ニ於キマル實情ハ、殆ド無策ニシテイ狀態ガ露呈サレテ居ルコトハ、最モ遺憾トスル次第アリマス、例へバ大坂ニ於ケル官營ノ復興住宅ニ於キマシテモ、建設ハセラレマシタガ、洵ニ御話ニナラヌオ粗末ナモノニアリマンテ、戸締リスラ十分ナラズ、而モ治安狀態ノ行履カザル今日此ノ頃、到底其處ニ喜んで園樂ノ生活ヲスルコトハ夢更覺束ナク、又建テラレタ勿々、雨ハ漏リ次第ト云フ現狀ヲ如何ニ見ルベキデアリマスカ、又一方戰災者ニ特配サレマシタル物資ニ於キマジテモ、其ノ證左ラマザノト見セラレタノデ、事實其ノモノヲ私ガ直接體驗致シタノデアリマスカラ、ハツキリト申述ベタイノデアリマス、戰災直後ノ際、罹災者ニ對シマシテ、成年男子ニハ、其ノ激励ト致シマシテ一人當リ酒一合、婦女子ニハ慰安用トシテ一人當リ金米糖一袋ヅ、ヲ、無料配給ヲ致シタコトガアリマス、是等ノ物資ヲ戰災者ニ手渡シ致ス前ニ、係官ガ其ノ何割カヲ横領

シタ爲メ、配給漏レノ罹災者ガ多數出
來タ事實ガ敷件アツダノデアリマス、
斯カル戦災者ニ對スル配給物資ノ横領
行爲ハ、我國民同施ト致シマシテ、
戰災者ニ對シマスル同情慰藉ノ眞心
ガ深ケレバ深イダケニ、ヨリ一層公憲
ヲ催シ、眞ニ憎惡スベク糺彈スベキデ
アリマス、斯カル行爲ガ、戰災者住宅
建築ニ於テハ、柱ヲ唯り、板ヲ食ベル結
果トミナリ、風雨ヲ凌ゲドコロカ、新
居即ちニ漏洩リガ出ルト云フ事態ガ起
シテ居ルノデアリマス、洵ニ由タシキ
社會問題ハアリマセカ、而モ非國
民的私利私慾ノ悖徳體懃ノコトニ於テ
ハ、精價此ノ上モナインデアリマス
越ツテ思ヒマスルニ、肇國此ノ方未
曾有ノ人轉換期ノ今日、其ノ新再建ノ
日本トハ、國民學ツテ相互ノ誠ト盡ジ
合ノコトヨソ、現下ノ最急務ト固ク信
ズルノデアリマス、切論長年ノ戰禍ノ
爲ニ疲弊シ頽廢シタル爲メ、辛ウジテ
生キテ行クコトスラ手一バイデアリ、
他ニマテ推進シテ行クト云フコトハ至
難ノコトデアリマセウガ、サリトテ其
ノ同胞ノ大窮乏ノ時ニ於テ、無關心ノ
冷淡ヲ以テ、祖國同胞トシテ許サルベ
キコトデハ斷ジテナイト私ハ思フノデ
アリマス、惄隱ノ心ヲ離レ、人倫ノ道
ノ廢レタルコト、眞ニ沈季ノ世相ト言
フベキデアリマス、斯カルコトドモ、
ハ、我國ト致シマシテハ、大東亜
戰爭ノ起ルマデハ、眼ニモシ耳
ニモシナカツタノデアリマス、此ノ大
戰禍ハ、我國國民ナシテ道義和敬ノ信
實心ヲ全ク不感症ニシテマシタノデハ
アリマセヌカ、否々、私ハ此ノ國風ノ
傳統ノ精神ヨリ目覺メ、相俱ニ愛慶同
喜ノ祖國愛ノ護持ニ依リ、初メテ眞ノ
日本再建ガ出來得ルモノデアルト深ク
痛感ハル次第アリマス、本日、稍々
蓮荷キテハアリマスガ、兎ニモ角ニモ
戰災復興促進決議案ヲ各派共同提案セ
ラレマシテ、政府當局ヲ懇請サレルコ
トニアリマシタコトハ、我等ノ最モ欣

快トスル次第アリマス、唯此ノ上ハ一刻モ早ク復興案ヲ實行ニ移シ、是等逆境ニアル戦災者ノ増追打開ト民族ノ更生ニ大イニ適進セラレントヲ切ニ／＼冀フ次第アリマス(拍手)○謹長(樋谷詮三君) 正田敏男君
(正田敏男君登壇)
○正田敏男君 私ハ新光俱樂部ヲ代表致シマシテ、只今ノ決議案ニ特意ノ表スルモノニアリマス、中上ケルマデセナク戰災復興ノ事業ハ、戰災者ノミノ要求テハナタ、復員者モ引揚者モ生業者モ皆喜ブノナデアリマス、殊ニ食糧ノ増産ニモ此ノ事業ノ進行ガ非常ナ影響ノアルコトヲ考ヘマスナラバ、政府ノ今日マテオヤリニナツテ居ラレコトハ手緩イト考ヘマス、或ハ復興院ニ於カレマシテハ、我々ガ申上ゲルマデモナク、氣ヲイラ／＼セセテ、シツカリヤツテ居ラレル氣力を知レマセヌガ、大藏省ノ方デ金庫ノ鍵ラソクカリ鍵メヲ握シテ、十分ニ金ヲ御出しシナラナインデハナイカト思ヒマスノデ(拍手)此ノ際思切ツテ二千萬人ノ戰災者ハ勿論、全國民ノ熱望デアリマスル此ノ戰災復興事業ガ、一日モ早ク完結致シスルヤウニ御努力ヲ希望致シマス、殊ニ只今復興院デ力ヲ入レテ居ラレマス住宅營團ノ六坪二合五勺ノ家ハ大失敗デアリマス、私ハ専門的立場カラ見テモ、雨ガ漏リ、聲ノ上ニ力ヲもレバ波ヲ打ツテ入レナインデアリマス、是デハ困リマス、又三千二百ノ學校ガ焼ケテ居リマスルガ、文化國家ノ建設敗デアリマス、私ハ専門的立場カラ見テモ、雨ガ漏リ、聲ノ上ニ力ヲもレバ波ヲ打ツテ入レナインデアリマス、尚ホ又大藏省ハ建築ヲノニハ一萬圓ダケノ建築資金ヲ出スコトヲ認メルト仰シャツテ居ラレマスルガ、此ノ度復興院ガ御計劃ニナツテ居ルノハ、六坪二合五勺ハ失敗ラシタカラ、十二坪ノ理想的ナ家ヲ土地ノ事情ニ依ツテ建テヨウト言ツテ居ラレマス、先日復興院ノ總裁モ、一坪デ二千圓乃至三千

國ノ建築費等掛ルト仰シヤツチ居ラレ
マスルガ、政府ノ御計畫ノ十、坪デ
ハ、一千圓ト見テモ二萬四千圓、三千
圓ナラニ萬六千圓掛ルノデアリマスル
ガ、大藏省カ一萬圓ト云カゴトデハ算
盤ガ合ハナイ、實ニ不思議ニ堪ヘナイ
ノデアリマス（拍手）斯様ナコトヲ
ドン／＼舉ゲテ參リマナラバ、末大都
會アハ燒き生活ヲシテ居ラレル方ガア
ル、先日モ新橋驛ヘ行ツテ見マスト、
驛ニ澤山體及著ガ小サナ子供サンヲ連
レテ休シナシテオイマニナリマス、田舎
ハ田舎デ安ガ燒ケテ、ソレガ建タナイン
爲ニ、食糧ノ増産ガ出来ナイト客シテ
居ラレマス、之ヲ數ヘ立テマスルナラ
バ時間ガアリマセガ、斯ウ云ソアウ
ナ切實ナ問題ナードウカ本日ノ比ノ
決議案ノ上程ノ機會ト致シマシテ、政
府ハ頃ヲ百八十度轉換シテ戴イテ、思
ヒ切ツテ事務ノ促進ニ乘り出サレンコ
トヲ御願ヒハル次第アリマス（拍手）
（議長権員説三君） 吉田セイ君
（吉田セイ君登壇）

テモ敢て温言デハアリマセス、而シテ
東京都ヲ初メ、横濱、名古屋、神戸以外
五十有餘ノ戰災都市へ、始ド海運及ビ
交易ニ依ツテ急速ナ發展ニ遂グタ臨港
都市デアリマスノデ、將來ぞ亦我が國
ノ經濟上ニ極メテ大ナル關聯性ヲ持ツ
モノデアリマスルカラ、是等ノ都市ノ
復興ハ單ニ道路計畫其ノ他ノ一般的復
興計畫ニ止マラズ、港灣及ビ鐵道ヲモ
考慮ニ入レテ實行スベキデアルト思ヒ
マス(拍手)特ニ東京都ハ從來ノ如キ
放漫ナル膨脹ヲ許サムハ勿論、官衛
ヲ中心トシタ商業地帶、住宅地帶、工
場地帶、ソレニ配スルニ大道路ヲ基幹
トスル環狀線、放射線ノ開通、而シテ
空地、綠地帶ノ設定ヲナシ、能率的、
衛生的ナル不燃都市ノ建設ニ力ヲ注グ
ベキデアリマシテ、今日ニ於テ百年ノ
大計ヲ樹テ、子孫ニ墨ヲ及ボサザルコ
トガ肝腎デアルト思ヒマス

懇意取扱ト致シマシテハ、第一ニ燒
跡ノ清掃、ソレカラ雷氣、「ガス」、水
道、醫療、教育、娛樂ノ諸施設ノ完成
復舊ヲ急ギ、假令小サクテモ各自ニ住
宅ヲ提供スペキデアリマス、先般政府
ニ於カレマシテハ、昭和二十一年度住
宅對策トシマシテ、新築二十五萬戸ノ
閣議決定ヲ見タト報ゼラレマシタガ、
此ノ分ニ推算スレバ、自然腐朽、風水
害其ノ他ニ依リ失ハレマス數万併思考
ヘマスナラバ、向後二十年以上ノ歳月ノ
ヲ要ヘルモノトナリマシテ、是テハ流
ニ任重タクシテ、道遠シノ感ガ致シマス
(拍手)暑イニツケ寒イニツケ思ヒヤ
ラレルノハ「バラック」ニ不自由ナ生
活ナシテ居ラレル權災民ノ上手アリ
マス、何トカシテ此ノ際窮迫シテ居
リマス資材難、勞務不足等ノ隘路難
關ヲ突破シマシテ、政府ガ獎ニ發表
サレマシタ五十萬戸新築計畫ヲ是が
非デモ實施スベク要望シテ已マナイ
モノデアリマス、斯クシテ太陽ノ差
ス明ルイ街、健全娛樂ノ發達シタ親
シミノアル憩ヒノ街、生産ノ街、文化

○街トシテ、私共及私共ノ子孫存
分ニ生活ヲ樂シムコトノ出来ル都市
ヲ一日モ早く全國ニ見得ルヤウニ政府
ニ要望シテ、已マナイモノデガザイマ
ス、之ヲ以チマシテ私ノ賛成演説ヲ終
リマス(拍手)
○議長(樋貝謹三君) 高倉輝君
〔高倉輝君登壇〕 高倉輝君
○高倉輝君 私ハ共産黨ヲ代表致シマ
シテ賛成ノ意ヲ申述べマス、各黨ノ代
表者ノ御話ガアリマシタ通り、復興ニ
關シマシテ政府ハ全タ何モマダ手ヲ着
ケテ居ナイト云フノガ實情デアリマ
ス、同ジ戰災ニ苦シム各國ヲ見マシテ
モ、戰勝國ハ固ヨリ、「ドイツ」ヲ例外
ト致シマシテ、戰敗國モ既ニ雄々シク
復興ニ起て上ツテ居ル模様デアリマ
ス、其ノ中デ我ガ日本ダケガ此ノヤウ
ナ足踏ミヨシテ居リマスコトハ、唯單
ニ戰災者ノ勞苦ヲ救ヒ得ナイダケデナ
ク、將來日本が國際的ナ正シイ位置ヲ
復活致シマス爲ニモ、最モ人キナ妨ゲ
トナルモノニアリマス(拍手)サウ云フ
意味カラ申シマシテ、眞ニ我民族ヲ
復興致シマス爲ニ、此ノ決議ヲ單ナル
決議ニ止メルコトナク、當局ヲ鞭撻致
シマシテ、一日モ早ク實行ニ移スコト
ガ出來ルコトヲ望ミマシテ、賛成ノ意
ヲ申述べル次第アリマス(拍手)
○議長(樋貝謹三君) 是ニテ討論ハ終
局致シマシタ、採決致シマス、本案ニ
賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
〔總員起立〕
○議長(樋貝謹三君) 起立總員(拍手)
仍テ本案ハ全會一致可決致シマシ
タ——此ノ際内閣總理大臣ヨリ發言ヲ
求メラレテ居リマス——吉田内閣總理
大臣
〔國務大臣吉田茂君登壇〕
○國務大臣(吉田茂君) 本決議案ニ對
シマシテ、政府ノ所信ヲ開陳致シマス
建設ニ關スル方策ヲ定メマシテ、是ガ
速カナル成果ヲ擧ゲル爲ニ努力ヲ傾注
致シ來ツタノアリマス、何分ニ

モ御承知ノ如ク資材其ノ他甚ダ窮屈ナ
ル状態ノ下ニアリマシテ、豫期ノ成績
ヲ得ルコトガ出来ナカツタコトハ、甚
ダ遺憾ニ存ズル所デアリマス、併シナ
ガラ一面目下各官廳、民間各方面トノ
緊切ナル連絡ノ下ニ、出來ルダケ速力
ニ復舊諸計画ノ成果ヲ擧ゲントシテ、
縣命ニ努力致シテ居リマス所デアリマ
ス、が實現ノ曉ニハ、相當各位ノ御
期待ニ副フコトガ出来ルト確信シテ
居リマス、幸ニ今日茲ニ此ノ決議案
ニ依リ各位ノ御協力ヲ得タコトハ、
政府ト致シマシテ甚ダ仕合セニ存ズル
所デアリマス、尙ホ御趣意ヲ體シ一層
復興ノ事業ノ完遂ノ爲ニ精進スル決意
デアリマス(拍手)
○山口喜久一郎君(講事日程變更ノ緊
急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際日
程第六ヲ繰上げ上程シ、其ノ審議ヲ進
メラレんコトヲ望ミマス
○議長(樋谷三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ、
〔「異議ナシト呼ブ者アリ」〕
○議長(樋谷三君) 御異議ナシト認
ムマス、仍テ日程ノ順序ハ變更セラレ
マシテ、日程第六、郵便法の一部を
改正する法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キ
マス、委員長ノ報告ヲ求マス
委員長中島守利君
○中島守利君(登壇)
案
一 郵便法の一部を改正する法律
律案(政府提出)
第一讀會ノ續(委員長報告)
報告書
第六 郵便法の一部を改正する法律
案(政府提出)
右ハ本院ニ於テ可決スペキモノト議
決シタ因ツテヨコニ報告スル
昭和二十一年七月十一日
委員長 中島 守利
衆議院議長 案(三段)
中島守利君(登壇)
○中島守利君 私ハ只今議題ニナリマ
シタ郵便法の一部改正に關する法律

案此ノ詒説ヲ付サレマシタ特別委員會ノ委員長ト致シマシテ、委員會會終結果ヲ御報告申上ダマス。本法案ノ國民ノ日常生活ニ直接關聯ヲ持ツタ次第リマスル問題モアリマス。シ、又國民ノ心理ニ及ボス影響ニ極メテ微妙ナモノガアリマスノデ、委員各員位ニ於カレマシテモ、五日間ニ亘リマシテ熱心ニ凡ユル觀點ヨリ慎重審議ヲ重ネタ次第ニアリマス、之ニ對スル質疑ヲ二ツニ分ケマスト、一ツハ今回ノ値上ニ對スル財政的根據トデモ申上ゲマスカ、又モウ一ツハ從業員ノ待遇改善、或ハ戦災復興ニ付テ、或ハ又各種ノ通信事業ニ於ケル「サービス」、又三等局ノ局長ノ待遇改善、遞信事業一般ニ亘ツテ質問應答ガアツタノデアリマス、前者ニ付キマシテハ、多クノ委員ハ、葉書ヲ十錢程度ニ直上ヲ致シテ置キタイト云フヤウナ意見ガ多カツタヤウニ見受ケラレマス、併シナガラ政府ハ現在ノ物價ノ狀態ニハ、待遇改善ヤハ戰災ノ復興ノ費用等ヲ晒ヒマス爲ニ、ドウシテモ政府ノ原案ガ最モ妥當デアルト云フヤウナ説明ガアツタノデアリマス、又待遇改善ノ問題ニ付キマシテハ、遞信大臣ヨリ、責任ヲ以テ是が實現ヲ期スル、而シテ從業員ガ安心シナル事業ニ從事出來ルト云フヤウニ善處スルト云フヤウナ答辯ガアリマシタ、又現在ノ切手ノ糊付ヤ、或ハ又切手ノ「ミシン」若シクハ切手、葉書ノ不足、葉書ノ紙質ノ粗惡、或ハ又小包不著、電報、速達郵便ノ運配、是等ノ「サービス」問題ニ對シマシテハ、委員各位ノ意想手ノ「ミシン」若シクハ切手、葉書ノ不足、葉書ノ紙質ノ粗惡、或ハ又小包不著、電報、速達郵便ノ運配、是等ノ「サービス」問題ハ遺憾デアル、極力是ガ努力致シマスト云フ答辯ガアツタノデアリマス、之

賛成意見ハ陥述がアリマシタ際ニ 物
ニ大臣ニ對スル希望ヲ述ベラレタ其ノ
中ノ二ツダケ、此處ニ御紹介申シテ置
キタイト思ノデアリマス、從業員ノ
待遇竝ニ「サービス」の改善ヲ責任ヲ持
ツテ贈信大臣ハ善處ベル旨確約シテ
ガ、是方急遽ナル實踐ヲ期サレタトイ
云フーツノ意見、又モウツハ、國民
ハ政府事業ノ度々ニ瓦ル値上ニ對シ、
極メテナル不信ト不安ヲ有シテ居
ル、大臣ハ國務大臣トシテ物價政策ヲ
根本的ニ是正スルヤウニ盡力シテ貰ヒ
タイ、是ガ意見デアリマス、以上テ討
論ヲ打切りマシテ、採決致シマシタ結
果、全員一致ヲ以テ原案ヲ可決致シマ
シタ、以上御報告申上げマス(拍手)
○議長(樋貝詮三君) 本案ノ第二讀會
ヲ開クニ御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシト呼ブ者アリ」〕
○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ本案ノ第二讀會ヲ開クニ
ミマス
○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ
御異議アリマセヌカ
〔「異議ナシト呼ブ者アリ」〕
○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認
メマス、仍テ直チ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ難題ト致シマス
郵便法の一部を改正する法律案 第二讀會(確定議)
○議長(樋貝詮三君) 別ニ御異議ナシト認
メマス、仍テ直チ本案ノ第二讀會ヲ
開キ、議案全部ヲ難題ト致シマス
開キマス——大村内務大臣

第一條 特別關於選舉人名簿等的附則
第一項の規定により、昭和二十二年九月十五日の現在で調製する選舉人名簿は、同項の規定にかかるらず、命令の定める日の現在でこれを調製しなければならない。
前項の規定により調製する選舉人名簿は、次の選舉人名簿が確定するまで、その效力を有する。
第二條 第一項の規定により調製する選舉人名簿及びこれに代り又はこれを基本とする選舉人名簿については、選舉人名簿の調製、縦覽等に關する市區町村長その他之名簿調製義務者(町村制を施行しない地における町村長に準ずる者を除く。)の事務は、市區町村會議員選舉管理委員會(市制第六條及び第八十二條第一項の市においては市會議員選舉管理委員會、以下これに同じ。)その他の選舉管理委員會がこれを行ふ。
第三條 第一條の規定は、東京都制第七十七條第一項又は第一百四十八條第二項、市制第二十一條第一項、町村制第十八條第一項その他の規定により昭和二十一年九月十五日の現在で調製する選舉人名簿にこれを適用する。
第四條 市區町村會議員選舉管理委員會その他の選舉管理委員會は、選舉人名簿を調製するため必要があるときは、選舉人に對して必要な事項の届出を命ずることができる。

この沿用施行の際モ之を不する選舉人名簿は、第一條及び第三條の規定により調製する選舉人名簿が確定したときは、その效力を失ふ。昭和二十一年の東京都制の一部を改正する法律、同年の市制の一部を改正する法律及び同年の町村制の一部を改正する法律中市區町村會議員選舉管理委員會その他の選舉管理委員會に關する規定は、この法律の適用については、この法律の施行と同時に、施行されたものとみなす。

第一條第一項の規定により調製する選舉人名簿及びこれに代るべき選舉人名簿については、昭和二十年勅令第五百三十七號（衆議院議員選舉法第十二條の特例の件）は、これを適用しない。

衆議院議員選舉法施行地域に住居を有しなかつた者で、第一條第一項の規定により調製する選舉人名簿の調製期日に同法施行地域に住居を有してゐたが、引き續き六月以上同一市區町村その他これに準ずるもの、區域内に住居を有しなかつたため、これに登録されなかつたものは、昭和十三年法律第八十四號（今次の戰爭に際し召集中の者の選舉権及び選舉權等に關する件）第一條第一項の規定の適用については、衆議院議員選舉法施行地域に住居を有しないため、衆議院議員選舉人名簿に登録せられなかつた者で、同法施行地域に住居を有するに至つたものとみなす。

昭和十三年法律第八十四號第一條第一項中「左ニ掲タル者アルトキハ」の下に、「本人ノ申請ニ依リ」を加へる。

官報號外

昭和二十一年七月十六日

衆議院議事速記錄第十五號

郵便法の一部を改正する法律案 第一回議會臨時特例に關する法律案

一讀會ノ續

第二讀會（確定議

衆議院議員選舉人名簿等の

一四七

建築物その他の工作物について、三箇月を下らない期限を定めて、所有者に對してはこれらの工作物の移轉を命じ、占有者に對しては立退を命じることができる。

前項の規定により工作物の移轉を命ずる場合には、第十三條第一項の規定により、換地豫定地を指定しなければならない。

第一項の工作物の移轉又は退避に命ぜたときには、第十三條第一項の規定により、換地豫定地を指定期間により、換地豫定地を指定しなければならない。

ニ備へマシテ、公共的見地カラ必要ナ
限度ニ於キマシテ個人ノ権利ヲ制限ス
ルコトセ已ムヲ得ナイコト考ヘテ居
ルノアリマス

尙本附則ニ於キマシテ神宮關係特別

都市計畫法ノ廢止ヲ規定致シテ居リマスガ、神宮關係施設整備事業ハ、昭和

十四年度ヨリ具體的調査ヲ進メマシ

テ、式年御遷宮ニ當ル昭和二十四年度

セシムル爲ニ、昭和十五度ヨリ同二十

四年度ニ至ル十箇年連續ノ政府直轄工

事トシテ、宇治山田市都市計畫及ヒ神

域等ノ改良ヲ施行シテ參ツタノアリマスガ、諸般ノ事情ニ鑑ミ、之ヲ中止

スルコトガ妥當デアルト考ヘマスノ

テ、此ノ機會ニ神宮關係特別都市計畫

法ヲモ廢止致シタリ思フノアリマス

ハ、此ノ特別都市計畫法ニ基イテ之ヲ

行フコトハ勿論アリマス、何卒御審

議ノ上、速力ニ協力ヲ與ヘラレント

ヲ希望スル次第アリマス(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 本案ハ議長指名十

八名ノ委員ニ付託セラレントヨリ望ミ

託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔り致シ

マス
○議長(樋貝詮三君) 山口君ノ動議ニ
○山口喜久一郎君 本案ハ議長指名十
八名ノ委員ニ付託セラレントヨリ望ミ
託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詔り致シ
マス

○議長(樋貝詮三君)

山口君ノ動議ニ

御異議アリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼ブ者アリ〕

○議長(樋貝詮三君) 御異議ナシト認

メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシ
タ——日程第五、農林中央金庫法の一
部を改正する法律案ノ第一讀會ヲ開キ
マス——和田農林大臣

第五 農林中央金庫法の一部を
改正する法律案(政府提出、貴
族院送付)

第一讀會

農林中央金庫法の一部を改正す
る法律案

農林中央金庫法の一部を次のやう
に改正する。

第五條第一項中「森林組合聯合會」

の上に「鐵絲業會、鐵絲協同組合」

を加へる。

第十四條ノ二第二項中「融通ヲ爲
ス場合」の下に「茲ニ自作農創設

維持ノ事業、農地ノ造成及改良ニ關
スル事業其ノ他主務大臣ノ指定スル

事業ニ必要ナル資金ヲ融通スル場

合を加へる。

第十五條第一項第六號中「戰時

金融金庫」を削る。

第十五條ノ二 農林中央金庫ハ特ニ

必要アリト認メタル場合ニ於テハ

前條第一項ノ規定ニ拘ラズ命令ヲ

定ムル所ニ依リ業務上ノ餘裕金ヲ

以テ同項第四號又ハ第五號ノ法人

ニ對シ主務大臣ノ認可ヲ受ケト簡

年內ノ定期償還貸付又ハ年賦償

還貸付ヲ得スコトヲ得

附 則

この法律は、公布の日から、これ
を施行する。

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) 只今提案セ

テレシタ農林中央金庫法一部ヲ改

正致シマスル法律案ノ提出理由ヲ御説

明申上ダマス

御承知ノヤウニ現在我が國が當面致

シテ居リマスル經濟上ノ諸困難ヲ克服

致シマスル爲ニハ、種々ノ生產力に向

上ヲ圖リマスルコトが最緊要ナコト

デザリマスルガ、就中耕繩ノ増産ト

見返り物資ノ生產ノ増進トハ、現下ノ

スルノデ、農林中央金庫ニセヨリ一

般此ノ方面ニ於キマシテ協力ノシ得

促進致シマスル爲ニハ、事業資金ノ闊

滑ヲ圖リマスルコトガ必要デアザリマ

スルノデ、農林中央金庫ニセヨリ一

般此ノ方面ニ於キマシテ協力ノシ得

ル途ヲ開キマスルコトガ此ノ改正法律案ノ骨子デアリマス

ス、食糧難ノ打開ノ問題ハ、隨ニ于キ

總テノ重大な問題モ、歸スル所食糧

難ノ打開ノ途で解決シ得ルモノニア

ルト、斯ウ云ニ風ニ私ハ考ヘテ居マ

ス、食糧難ノ打開ノ問題ハ、隨ニ于キ

總テハ所謂主要食糧或ハ畜產問

ノ融通ガ停止セラレテ居リマスル

メ、自作農創設維持事業資金、農地開

發事業資金等ノ長期年賦資金ノ融通

ヲ、農林中央金庫ノ自己資金ヲ以テナ

シ得マスルヤウニ、其ノ年賦貸付ニ對

シマスル制限ヲ撤廃スルト云フ點デア

リマス

次ニ第二ノ點ハ現下ノ金融事情ニ鑑

業ヲ營む法人ノ所望シマスシ設備資金

等ノ比較的長期ノ資金ヲ、農林中央金庫ノ餘裕ヲ以テ融通シ得ル途ヲ新タ

シマスル團體ニ對シテ、農林中央金庫ノ所屬販賣ル所資格ヲ與ヘマシテ、見

返物資ノ大宗デアリマスル鐵絲ノ增

産ニ資スルコト致シタノデゴザイマ

ス、以上ガ改正案提出ノ理由ノ概要デ

アザイマス、何卒御審議ノ上、速力ニ

御協賛アランコトヲ御願ひ致シマス

(拍手)

○議長(樋貝詮三君) 質疑ノ通告ガア

リマス、順次之ヲ許シマス——磯崎貞

序君

〔磯崎貞序君登壇〕

○磯崎貞序君 私ノ御質問スベキ諸項

目ハ、既ニ色々ノ機会ニ於キマシテ同

僚カラ御質疑ガアツタ問題デアリマ

ス、極メチ簡單ナ、唯當局ガ誠意サヘ

御承知ノヤウニ現在我が國が當面致

シテ居リマスル經濟上ノ諸困難ヲ克服

致シマスル爲ニハ、種々ノ生產力に向

上ヲ圖リマスルコトが最緊要ナコト

デザリマスルガ、就中耕繩ノ増産ト

見返り物資ノ生產ノ増進トハ、現下ノ

スルノデ、農林中央金庫ニセヨリ一

般此ノ方面ニ於キマシテ協力ノシ得

ル途ヲ開キマスル爲ニハ、事業資金ノ闊

滑ヲ圖リマスルコトガ必要デアザリマ

スルノデ、農林中央金庫ニセヨリ一

般此ノ方面ニ於キマシテ協力ノシ得

題、蔬菜類ノ増強ニ依ツテ之ヲ求ムル

コトハ出來マスルシ、併セテ海ニ於キ

マシテ、其ノ蛋白資源タル海藻、魚介

ノ増強ニ依ツテ之ヲ求ムルコトガ出来

ル、所謂海陸ヲ一體トスル食糧増産施

策デナケレバ決シテ現下ノ問題ハ解決

シ得ナイ、此ノ觀點カラ申シマシテ、

先づ陸ノ問題デアリマスルガ、此ノ主

要食糧ノ増産ノ上ニ如何ニ現在ノ情勢

ガ大キナ輸路ヲ廣シテ居ルカト云フ

事デアリマス、之ヲ資金ノ面ニ付テ簡

明ニ申シマシタナラバ、農家ガ現存被

要食糧ノ増産乃至供出ニ御力添ヲ願ツ

マシテ、其ノ生産資材ヲ得シトスル

ルガ、農家ニ對シマスル生活資金ハ封

鎖サレテ居ル、或ハ農家ガ大童ニナ

ニ依テ食糧ノ増産ニ御奉公せよトシ

テ居ルノデアリマスルガ、農家ノ心

理狀態トシマスル、其ノ政府ノ御請

味合カラシマシテ、政府ガ大童ニナ

カイ、遺憾ナガラ此ノ儘デハ増産ガ

マシテ、其ノ生産資材ヲ得シトスル

現存被出ニ御奔命ニナツテ居リマス

ガ、今々政府ノ恩フ通りニ参ラス、斯

ウシタ資金封鎖ノ状態、之ヲ解除ス

イ、ソレデハ懸念ト云フヤウナ現實

ヲ枯ラシテシマツタ云フヤウナ現實

ノ被害ガアリマス、更ニノ専用肥料ノ

ツイ先般疏安マガヒ肥料ヲ、九百

圓テ買ヒマシテ、施シテ見タ所ガ作物

ニハ専用肥料ヲ跋扈、實ニ最近専用肥料ノ

面カラ流レマスル品物ヨリモ、斯ウシ

タ方面ニ大キナ品物ガ流レツ、アル現

状デアリマス、或ハ更ニ父關肥料ノ次

ニナシテ居ル、寧ロ政府管局、系統方

面カラ流レマスル品物ヨリモ、斯ウシ

ツイ先般疏安マガヒ肥料ヲ、九百

圓テ買ヒマシテ、施シテ見タ所ガ作物

ニハ専用肥料ヲ跋扈、實ニ最近専用肥料ノ

面カラ流レマスル品物ヨリモ、斯ウシ

ツイ先般疏安マガヒ肥料ヲ、九百

圓テ買ヒマシテ、施シテ見タ所ガ作物

ニハ専用肥料ヲ跋扈、實ニ最近専用肥料ノ

面カラ流レマスル品物ヨリモ、斯ウシ

ツイ先般疏安マガヒ肥料ヲ、九百

圓テ買ヒマシテ、施シテ見タ所ガ作物

ニハ専用肥料ヲ跋扈、實ニ最近専用肥料ノ

面カラ流レマスル品物ヨリモ、斯ウシ

ツイ先般疏安マガヒ肥料ヲ、九百

圓テ買ヒマシテ、施シテ見タ所ガ作物

ニハ専用肥料ヲ跋扈、實ニ最近専用肥料ノ

面カラ流レマスル品物ヨリモ、斯ウシ

都市消費階層ノ叫び、所謂米ヲ求ムル

聲、ソレ以上ニ農家ハ肥料ヲ求メテ居

ル、現在農家ハ政府カラ配給サレテ居

リマスル金肥水稻肥料トシマシテ二貫

内外ノ値ツ葉配給デハ、到底御要請

ニハ達スルコトガ出来ナイト云フコト

カラ、色々致シテ努力ヲシテ居

ル、其ノ農家ノ欲求ニ巧ミニ乗ジタノ

ニナリマスルト袋二袋半、安イノ

ガ所謂園肥料ノ跋扈憂デアリマス、現在

農村ガ、農民ガ肥料ヲモ大キナ憚レヲ持

テ居ルカノ一ノ例デアリマス、斯

クノ如ク致シマシテ、少クトモ現在ハ

肥料ノ問題ガ總テノ食生活ノ根幹ア

ルト云フ建前カラシマシテ、政府ハ今

少シ肥料施策ニ付キマシテ御力添ヲ願

ヒタイ、所謂一月カラ四月マダノ目標

ガ三十五萬トント云承シテ居リマス

ウカ油ニ覺束ナリ現況デアルト聞イ

テ居リマス、併シ此ノ問題ニモ大キナ
陰路ガアル、所謂肥料ノ生産ニ付キマ
シテハ、或ハ礦石ガナイ、色々ノ問題
ガアリマス、或ル方面デハ之ヲ國管
ガナイ、資金ガ足リナ、色々ノ問題
理ニシヨウ、或ハ國營ニシヨウト云フ
色々ノ話ガアリマスケレトモ、少クト
モ現在ノ狀態ニ於キシテハ、肥料ニ
對ジマスル資金ノ流レサヘ圓滑ニナ
リマスレバ、相當此ノ問題ニ付キ
増資ガ期待出來ルト思ヒマス、私ハ
現在農林中央金庫ノケル所ノ法人貸
付問題ニ付キマシナ、是非二ヶ色々
ノ債券其ノ他ノ増資ヲ總ニ於キ
マシテ廣汎ニ之ヲ認メテ戴キ、此ノ農
家ノ最ニ必要トスル、一般國民大衆モ
要望シテ居リマスル食糧問題ノ解決ノ
爲ニ、肥料ニ對シマスル融通ヲ圓滑
ニシテ、假ニ二十數億ト申シ、或ハ三十
億ト稱セラレテ居リスルノ資金
ハ、一ツ農家ガオハガ貯金シタ此ノ
金ノ集リノ中央金庫カラヤツテ戴キタ
イノアリマス、之ヲ一つ當局ニ御願
ヒスルノデアリマス、
次ニ先程申シマシタ、增資ノ大キナ
問題ハ、所謂如何ニ肥料ヲ澤山ニ、如
何ニ管理ヲ十分ニ致シマシテモ、不現在
ノ食糧ハ五俵ノ米ヲ十俵ノトトハ不
可能アリマス、併シガラ眼ヲ轉ジ
テ海ノ方ヘヤツナ下サイ、海ノ對シマ
スル限り、相當御力添へガザイマス
ルナラバ、二倍、三倍ノ增收來スコト
ガ出来ル、戰前ニ於ケル我國ノ水產魚
獲高ハ五百五十萬「トン」ト稱サレ、現
在二百萬「トン」ニ轉落シテ居リマス
ルガ、而モ其ノ船ヲ
各種ノ生産資料ノ裝素ヲ缺イテ居ル、
恩顧ニ依リマシテ、海面ガ相當擴大サ
レ、活躍ノ舞臺ハ展開サレテ居リマス
ケレドモ、船ヲ必要トスル、其ノ船ヲ
捨ヘマスルニ付テ、今マテ持ツテ居ツ
勿論今仰セノ如クニ付テノ御力添ヘモ
アルヤニ聞イテ居リマスガ、貨付ヘモ
付テ、中々貸シテ與レナ、其ノ貸

ノ事實ハ海外カラ引揚ゲテ參リマス同
時、櫻島タル形デ國土ニ上ル、再建
ガアリマス、或ル方面デハ之ヲ國管
ガシテハ、或ハ礦石ガナイ、色々ノ問題
理ニシヨウ、或ハ國營ニシヨウト云フ
色々ノ話ガアリマスケレトモ、少クト
モ現在ノ狀態ニ於キシテハ、肥料ニ
對ジマスル資金ノ流レサヘ圓滑ニナ
リマスレバ、相當此ノ問題ニ付キ
増資ガ期待出來ルト思ヒマス、私ハ
現在農林中央金庫ノケル所ノ法人貸
付問題ニ付キマシナ、是非二ヶ色々
ノ債券其ノ他ノ増資ヲ總ニ於キ
マシテ廣汎ニ之ヲ認メテ戴キ、此ノ農
家ノ最ニ必要トスル、一般國民大衆モ
要望シテ居リマスル食糧問題ノ解決ノ
爲ニ、肥料ニ對シマスル融通ヲ圓滑
ニシテ、假ニ二十數億ト申シ、或ハ三十
億ト稱セラレテ居リスルノ資金
ハ、一ツ農家ガオハガ貯金シタ此ノ
金ノ集リノ中央金庫カラヤツテ戴キタ
イノアリマス、之ヲ一つ當局ニ御願
ヒスルノデアリマス、
次ニ先程申シマシタ、增資ノ大キナ
問題ハ、所謂如何ニ肥料ヲ澤山ニ、如
何ニ管理ヲ十分ニ致シマシテモ、不現在
ノ食糧ハ五俵ノ米ヲ十俵ノトトハ不
可能アリマス、併シガラ眼ヲ轉ジ
テ海ノ方ヘヤツナ下サイ、海ノ對シマ
スル限り、相當御力添へガザイマス
ルナラバ、二倍、三倍ノ增收來スコト
ガ出来ル、戰前ニ於ケル我國ノ水產魚
獲高ハ五百五十萬「トン」ト稱サレ、現
在二百萬「トン」ニ轉落シテ居リマス
ルガ、而モ其ノ船ヲ
各種ノ生産資料ノ裝素ヲ缺イテ居ル、
恩顧ニ依リマシテ、海面ガ相當擴大サ
レ、活躍ノ舞臺ハ展開サレテ居リマス
ケレドモ、船ヲ必要トスル、其ノ船ヲ
捨ヘマスルニ付テ、今マテ持ツテ居ツ
勿論今仰セノ如クニ付テノ御力添ヘモ
アルヤニ聞イテ居リマスガ、貨付ヘモ
付テ、中々貸シテ與レナ、其ノ貸

ノ事實ハ海外カラ引揚ゲテ參リマス同
時、櫻島タル形デ國土ニ上ル、再建
ガアリマス、或ル方面デハ之ヲ國管
ガシテハ、或ハ礦石ガナイ、色々ノ問題
理ニシヨウ、或ハ國營ニシヨウト云フ
色々ノ話ガアリマスケレトモ、少クト
モ現在ノ狀態ニ於キシテハ、肥料ニ
對ジマスル資金ノ流レサヘ圓滑ニナ
リマスレバ、相當此ノ問題ニ付キ
増資ガ期待出來ルト思ヒマス、私ハ
現在農林中央金庫ノケル所ノ法人貸
付問題ニ付キマシナ、是非二ヶ色々
ノ債券其ノ他ノ増資ヲ總ニ於キ
マシテ廣汎ニ之ヲ認メテ戴キ、此ノ農
家ノ最ニ必要トスル、一般國民大衆モ
要望シテ居リマスル食糧問題ノ解決ノ
爲ニ、肥料ニ對シマスル融通ヲ圓滑
ニシテ、假ニ二十數億ト申シ、或ハ三十
億ト稱セラレテ居リスルノ資金
ハ、一ツ農家ガオハガ貯金シタ此ノ
金ノ集リノ中央金庫カラヤツテ戴キタ
イノアリマス、之ヲ一つ當局ニ御願
ヒスルノデアリマス、
次ニ先程申シマシタ、增資ノ大キナ
問題ハ、所謂如何ニ肥料ヲ澤山ニ、如
何ニ管理ヲ十分ニ致シマシテモ、不現在
ノ食糧ハ五俵ノ米ヲ十俵ノトトハ不
可能アリマス、併シガラ眼ヲ轉ジ
テ海ノ方ヘヤツナ下サイ、海ノ對シマ
スル限り、相當御力添へガザイマス
ルナラバ、二倍、三倍ノ增收來スコト
ガ出来ル、戰前ニ於ケル我國ノ水產魚
獲高ハ五百五十萬「トン」ト稱サレ、現
在二百萬「トン」ニ轉落シテ居リマス
ルガ、而モ其ノ船ヲ
各種ノ生産資料ノ裝素ヲ缺イテ居ル、
恩顧ニ依リマシテ、海面ガ相當擴大サ
レ、活躍ノ舞臺ハ展開サレテ居リマス
ケレドモ、船ヲ必要トスル、其ノ船ヲ
捨ヘマスルニ付テ、今マテ持ツテ居ツ
勿論今仰セノ如クニ付テノ御力添ヘモ
アルヤニ聞イテ居リマスガ、貨付ヘモ
付テ、中々貸シテ與レナ、其ノ貸

ノ事實ハ海外カラ引揚ゲテ參リマス同
時、櫻島タル形デ國土ニ上ル、再建
ガアリマス、或ル方面デハ之ヲ國管
ガシテハ、或ハ礦石ガナイ、色々ノ問題
理ニシヨウ、或ハ國營ニシヨウト云フ
色々ノ話ガアリマスケレトモ、少クト
モ現在ノ狀態ニ於キシテハ、肥料ニ
對ジマスル資金ノ流レサヘ圓滑ニナ
リマスレバ、相當此ノ問題ニ付キ
増資ガ期待出來ルト思ヒマス、私ハ
現在農林中央金庫ノケル所ノ法人貸
付問題ニ付キマシナ、是非二ヶ色々
ノ債券其ノ他ノ増資ヲ總ニ於キ
マシテ廣汎ニ之ヲ認メテ戴キ、此ノ農
家ノ最ニ必要トスル、一般國民大衆モ
要望シテ居リマスル食糧問題ノ解決ノ
爲ニ、肥料ニ對シマスル融通ヲ圓滑
ニシテ、假ニ二十數億ト申シ、或ハ三十
億ト稱セラレテ居リスルノ資金
ハ、一ツ農家ガオハガ貯金シタ此ノ
金ノ集リノ中央金庫カラヤツテ戴キタ
イノアリマス、之ヲ一つ當局ニ御願
ヒスルノデアリマス、
次ニ先程申シマシタ、增資ノ大キナ
問題ハ、所謂如何ニ肥料ヲ澤山ニ、如
何ニ管理ヲ十分ニ致シマシテモ、不現在
ノ食糧ハ五俵ノ米ヲ十俵ノトトハ不
可能アリマス、併シガラ眼ヲ轉ジ
テ海ノ方ヘヤツナ下サイ、海ノ對シマ
スル限り、相當御力添へガザイマス
ルナラバ、二倍、三倍ノ增收來スコト
ガ出来ル、戰前ニ於ケル我國ノ水產魚
獲高ハ五百五十萬「トン」ト稱サレ、現
在二百萬「トン」ニ轉落シテ居リマス
ルガ、而モ其ノ船ヲ
各種ノ生産資料ノ裝素ヲ缺イテ居ル、
恩顧ニ依リマシテ、海面ガ相當擴大サ
レ、活躍ノ舞臺ハ展開サレテ居リマス
ケレドモ、船ヲ必要トスル、其ノ船ヲ
捨ヘマスルニ付テ、今マテ持ツテ居ツ
勿論今仰セノ如クニ付テノ御力添ヘモ
アルヤニ聞イテ居リマスガ、貨付ヘモ
付テ、中々貸シテ與レナ、其ノ貸

ノ事實ハ海外カラ引揚ゲテ參リマス同
時、櫻島タル形デ國土ニ上ル、再建
ガアリマス、或ル方面デハ之ヲ國管
ガシテハ、或ハ礦石ガナイ、色々ノ問題
理ニシヨウ、或ハ國營ニシヨウト云フ
色々ノ話ガアリマスケレトモ、少クト
モ現在ノ狀態ニ於キシテハ、肥料ニ
對ジマスル資金ノ流レサヘ圓滑ニナ
リマスレバ、相當此ノ問題ニ付キ
増資ガ期待出來ルト思ヒマス、私ハ
現在農林中央金庫ノケル所ノ法人貸
付問題ニ付キマシナ、是非二ヶ色々
ノ債券其ノ他ノ増資ヲ總ニ於キ
マシテ廣汎ニ之ヲ認メテ戴キ、此ノ農
家ノ最ニ必要トスル、一般國民大衆モ
要望シテ居リマスル食糧問題ノ解決ノ
爲ニ、肥料ニ對シマスル融通ヲ圓滑
ニシテ、假ニ二十數億ト申シ、或ハ三十
億ト稱セラレテ居リスルノ資金
ハ、一ツ農家ガオハガ貯金シタ此ノ
金ノ集リノ中央金庫カラヤツテ戴キタ
イノアリマス、之ヲ一つ當局ニ御願
ヒスルノデアリマス、
次ニ先程申シマシタ、增資ノ大キナ
問題ハ、所謂如何ニ肥料ヲ澤山ニ、如
何ニ管理ヲ十分ニ致シマシテモ、不現在
ノ食糧ハ五俵ノ米ヲ十俵ノトトハ不
可能アリマス、併シガラ眼ヲ轉ジ
テ海ノ方ヘヤツナ下サイ、海ノ對シマ
スル限り、相當御力添へガザイマス
ルナラバ、二倍、三倍ノ增收來スコト
ガ出来ル、戰前ニ於ケル我國ノ水產魚
獲高ハ五百五十萬「トン」ト稱サレ、現
在二百萬「トン」ニ轉落シテ居リマス
ルガ、而モ其ノ船ヲ
各種ノ生産資料ノ裝素ヲ缺イテ居ル、
恩顧ニ依リマシテ、海面ガ相當擴大サ
レ、活躍ノ舞臺ハ展開サレテ居リマス
ケレドモ、船ヲ必要トスル、其ノ船ヲ
捨ヘマスルニ付テ、今マテ持ツテ居ツ
勿論今仰セノ如クニ付テノ御力添ヘモ
アルヤニ聞イテ居リマスガ、貨付ヘモ
付テ、中々貸シテ與レナ、其ノ貸

アリマス、私ハ此ノ根本の原因ハ何デ
アツタカト申シマスレバ、實ニ最下部
團體デアル所ノ信川組合等ハ、地主ガ
其ノ地位ヲ主ニ占メテ居リマシテ、サ
ウシテ農業生産ト云フヨトヲ中心ニシ
テ考ヘマスト、生産増強ニハ自ラ土地
問題ト云フモノニ觸レザルヲ得ナイノ
デアリマス(拍手)此ノ爲ニシテ、生産
問題ニ觸レルヨトヨ惧レシム、生産
増強デアル所ノ此ノ面ニ投資スルト云
フコトヲ意リ勝デアツタト云フコト
ハ、私ハ否認スルコトノ出來ナイ事實
デアツタラウト存ズルノデアリマス
(拍手)隨ヒミシテ農業ハ殆ド神代ナガ
ラノ儀ノ形態ノ存スルトマデ吾ハレマ
シテ、所謂財建制ノ貯水池トバン、單
ニ獨占資本或ハ地主ニ依ツテ非民主的
ニ強壓サレテ居ルト云フコトガ出來ナイ
ノデアリマス(拍手)是ハ新シク農業生
産ニ資金ヲ投ヅルコトニ依ツテ、農業
ヲ近代化ラヌ、農民ニ依ツテノナケ
ラヌト云ノガ私達ニ主張ナノデアリ
マス、然ラバは如何ナル方法ニ依ツ
テ近代化シナケレバナラナイカ、ソレ
ハ言フマデモナク、今日ノ如ク人口ガ
農村ニ溢レテ居ル時代、而モ耕地ノ少
イ時代ニ於キマシテハ、私ハ單ニ農業
ニ之ヲ近代化セヨト言ツタ所デナレハ
無理デアル、唯金ヲ費ツク所ニマデ決
近代理化スル餘裕ハナリト考へルノデアリマス
リマシテ、農業ヲ他ノ産業ニ於ケル水
準ニマデ近代化スル爲ニハ、ドウシテ
モ經營ノ共化ト云フ所ニマデ發展シ
ナケレバナラナイト思フノデアリマス
(拍手)若シ戰勝前ニ於テ、所謂農村ニ
ハ労力ガ不足シテ居ル、其ノコトガ期
ヘレタ時ニ於テ、政府ガ此ノ方面ニ
十分ニ注意致シマシテ、サウシテ農業
金融ノ改善ヲ若シ圖ツテ居ツト致シ
マスナラバ、私ハ戰ノ直前直後ニ
起ツテ居ツタ所ノ、農業組合ガ賃資ニ
懶シニ居ル、貯金ガ殖エテ、サウシテ
貸付ガ減少シテ居ルト云フヤウナ現象
ハ、全ク起テナカツタデアラウト信ジ
テ疑ヒマセス(拍手)此ノ點ニ關スル農

林大臣ノ所見ヲ伺ヒタインデアリマス
次ニ農業金融ハ前ニ述べタヤウナ目
的ヲ以テ生レタノデアリマスカラ、其
ノ機關ガ利潤ヲ見込シテ居ルト云フコ
トハ都道ナノデアリマス、然ルニ今日
信用組合カラ中央金庫ニ至リマス農業
金融ノ機關ト云フモソル、實ニ斯ウ云
ノ目的カラスツカニテモレテシマツテ居
リマス、御承知ノ通り信用組合カラ
モノヲ有シテ居ルノデアリマスガ、
此ノ職員群ニ實際上ノ仕事ヲ致シテ居
リマス爲ニ、遂ニ自分自身農業金融ガ
職務デアルト云フコトヲ忘レテシマヒ
マシテ、單ニ農業機關ノ爲ニ農
利益ニ没却スルト云フガ如キ態度
ニ出售來テ居ルノデアリマス（拍手）私
ハ是ハ國政ニ付テモ同シニ善ヘルト思
ヒマス、國民ノ爲ニ出米タ所ノ政府ガ、
即チ國家ガ厖大ナル官僚群ニ依リマシ
テ、獨特ノ所謂行政ト云フ仕事ヲスル
ニ當リマシテ、イソノ間ニヤラ國民ノ
存在ヲ忘レ、國家ト國民ヲ引離シテ
國民ノ上ニ君臨スルト云フ態度ト、此
ノ職員ノ態度トハ同じデアルト私ハ信
ジテ居リマス（拍手）是ガ爲ニ農業金融
融ナルモノハ、實ニ組合乃至金融機關
ノ利益ノ爲ニノミ圖ラレルノデアリ
マシテ、隨ヒマント單ニ利益ノアル所
ニ投資シ、利益ノナ所ニハ投資シナ
イト云フヤウナ現象ガ生ジテ來テ居ル
ノデアリマス、其ノ一ツハ、私ハ信
ノ信用組合カラ中央金庫ノ持ツテ居リ
マス有價證券ニ依ツテ現ハレテ居ルト
思フノデアリマス、農民ノ貯金ヲ攝キ
集メマシテ、其ノ攝キ集メタ金ヲ農村
ニ還元スベキガ私ハ常道デアラウト思
フノデアリマスガ、併シ農民ハ非常ニ
零細デアツツ、高イ金利ハ取レナイン
ソコデアリマス、信用組合聯合會ノ持
三億デアリマス、信用組合聯合會ノ持
ガ如現象ナ有價證券ヲ買漁ルト云フ
ツテ居ル額ハ約十二億、ソレニ信用組
合ノ有價證券ガ十二億五千萬圓テアリ
マスノデ、總額實ニ三十七億五千萬圓
ト云フ巨額ニ達シテ居ルノデアリマ

ス、之ヲ當時ノ貯金總額五十億ニ比ベ
テ見マスト、實ニ貯金總額ノ七割何分
ニ當ツテ居ルト云フ事實ヲ我々ハ見逃
スコトガ出来ナイノデアリマス（拍手）
若シ是ガ公債デアルナラバ、私ハ斯ク
ノ如キ強制ナル農民ニ對スル金融ヲ受
持ツモノガ、財政的ナ様様目的ノ爲
ニ利用サレルモノトシタナラバ、ソレ
コソ戰争ニ依ツテ農民ヲ殺ハコトヲ如
實ニ現ハシタモノデアルト信ジテ居ル
ノデアリマス（拍手）斯様ナコトカラ、
動モスルト所謂金融機關ハ利潤稼ギヲ
スルト云フヤウナ風評ノ立ツテ居ル事
實ヲ發見スルノデアリマスガ、此ノ點
シガシニテ、次ノ方面ニ
進ム前提キハイト思ヘマス、ノコニコ
ラザルヤウニスルニハ如何ナル方針ヲ
御執リニナルカ、其ノ點ニ付テ農林大臣
ノ御所見ヲ問ヒタイト思ノノデアリ
マス

ハ、是ハ恐ラク農業協同組合法案ト云
フヤウナモノノラ政府が提出セラレ、ソ
レガ實地セラレコトヲ見込ミヤシ
テ、本議協同組合ト云フヤウナモノヲ
作ラレルノアラウト信マルノアリマ
ス、アルト存ズルノアリマス、ナゼシ
ヨニ問題ガアルカト申シマスレバ、私
ノ達ハ是マデノ経験ニ鑑ミマシテ、協同
組合ト云フモノハ、今後單ニ物ヲ取扱
フ所ノ協同體デハナクシテ、實ニ生産
ノ協同體デナケレバナラナイ、今後此
ヨニ問題ガ段々タメダシ、全國ガ一ツ
ノ協同體ア段々タメダシ、全國ガ一ツ
ノ協同體ニナツタ時、ソレコソ私ハ農
業同體トシテ存續スルナラバ、ソレハ
デアリマス（拍手）今日デハ單ナル協
同體トシテ發達シテ行クノアリマ
スガ、併シナガラ此ノ協同組合ガ生産
協同體トシテ存續スルナラバ、ソレハ
農業同體化アリマセウ、又ソレハ畜
産モスルデアリマセウ、農業モスル
凡エルモノナガラ一個ノ生産、之ヲアツ
ラ指導スルト云フヤウナコトハ、要ス
アルノデアリマス、ノル以上ハ、是ハ農
村ノ生産協同體ノ發達ヲ障碍スル
以外ノ何モノデセナイト云フコトヲ私
ハ信ジテ居ルノアリマス（拍手）斯様
ニ考ヘテ見ムスト、私達ハ組合タ
ル以上ハ、是ハ農村協同組合ガ一ツ
モノナカレバナラナイト考ヘルノゾ
アリマシテ、特殊協同組合ニ對シテハ
絶対ノ反対ヲ私ハ個人トシテ持ツテ居
ルモノデアリマス、政府ハソレニ付テ
ドウ御考ヘデアルカ、其ノ點ニ付キマ
シテ政府ハ御答撃ヲ頼ヒダイト思フノ
アリマス

地ハ決シテ商品デハナノイデアリマス、商品タル以上ハソレハ生産ノ結果デナケレバナラス、勞働ノ結果デナケラニラヌノデアリマスガ、併シナガラ農地ハ大ナラ與ヘラレタモノデアツテ、決シテ是ハ農業労働ノ生産ノ結果デハナノイデアリマス、要スルニ農地トガ合理化セラレマシテ、ソコニ地代ヲ基礎トシテ價格ガ算定セラ、恰モ商品トシテソレガ通用シテ居ルモノヲ、政府ガ之ヲ商品トシテ認メルコト自體ガ間違ツテ居ルト考ヘテ居ルノテアリマス、ナゼナラバ農地ト云フモノハ、耕作スル農民ガ之ヲ持ツテヨソ初メテ生産ニ寄與スルノデアリマス、併シナガラ耕作セザル所ノ地主ガ之ヲ持ツテ居ルト云コトハ、甲ガ持タウガ、乙ガ持タウガ、生産ニハ何ノ關係ナシテ、勿論自農創設ハ耕作スル農民ニ土地ヲ與ヘルコトデアリマスカラシテ、併シナガラ私ハ信ジテ居リマス、併シナガラ私ハ自農創設ソレ自身ニ反對スルモノノデハナノイデアリモ是亦私ハ敢て反對スルモノノデハアリマセス、併シナガラ是ハ政府ガ地主ノ正當ナル権利トシテ、決シテ土地ヲ買上ゲルノデハナクシテ、實ニ土地ヲ放シタル事務スル爲ノ社會政策トアラツ考ヘルテアリマス、隨ヒマシテ私ハ今日農地調整法ニ依ツテ定メラレマシタ所ノ、田ナラ貿貨價格ノ四十倍、畑ナラ四十八倍ト云フアノ農地ノ最高價格ノ決定ト云フノハ、實ニ農業資本ヲ農地價格ノ基ニ吸收スル定メル意思アリヤナ所ノ水準ヲ引下げる、私ハ新シク價格ヲ決メル所ノ水準ヲ定メル、意思アリヤナ所ノ水準ヲコトハ、拉ニ御意ネシタイト思ヒマス（拍手）

今日食糧問題ノ上カラ申シマシテモ、又農業過剩人口ノ吸收上ノ問題カラ申シマシテモ、又農業ノ近代化ノ上カラ申シマシテモ、農地ヲ造成シナケレバ地ヲ占有スルコトニ依ツテ、地代ヲ取上ゲル所ノ權利ガ強化シタ云フダケノコトナシアリマス、私ハ斯様ナコトガ價格ヲ持ツニ至ツタノハ、ソレハ士地ヲ占めスルコトニ依ツテ、地代ヲ取上ゲル所ノ權利ガ強化シタ云フダケノコトナシアリマス、要スルニ農地ト云コトハ、此處ニガ價格ヲ持ツニ至ツタノハ、ソレハ士地ヲ占めスルコトニ依ツテ、地代ヲ取上ゲル所ノ權利ガ強化シタ云フダケノコトナシアリマス、要スルニ農地ト云コトハ、此處ニ

次ニ農地ノ造成ニ付テアリマス、地代ハ決シテ商品デハナノイデアリマス、商品タル以上ハソレハ生産ノ結果デナケラニラヌノデアリマスガ、是ハ農地ヲ造成シナケレバ、地代ヲ占めスルコトニ依ツテ、地代ヲ取上ゲル所ノ權利ガ強化シタ云フダケノコトナシアリマス、要スルニ農地ト云コトハ、此處ニ

ナイト云フ傾向ガアルノデアリマス、地代ハ決シテ商品デハナノイデアリマス、商品タル以上ハソレハ生産ノ結果デナケレバナラス、勞働ノ結果デナケラニラヌノデアリマスガ、是ハ農地ヲ造成シナケレバ、地代ヲ占めスルコトニ依ツテ、地代ヲ取上ゲル所ノ權利ガ強化シタ云フダケノコトナシアリマス、要スルニ農地ト云コトハ、此處ニ

ナイト云フ傾向ガアルノデアリマス、地代ハ決シテ商品デハナノイデアリマス、商品タル以上ハソレハ生産ノ結果デナケレバナラス、勞働ノ結果デナケラニラヌノデアリマスガ、是ハ農地ヲ造成シナケレバ、地代ヲ占めスルコトニ依ツテ、地代ヲ取上ゲル所ノ權利ガ強化シタ云フダケノコトナシアリマス、要スルニ農地ト云コトハ、此處ニ

ソレカララ日本肥料會社廢止ノ點デゴザイマスルガ、之ノ運營ニ付キマシテハ出来ルタケ監致シマシテ、私共トシテハ誤リキヨ期シテ行キタイト存料ヲ買ヒマシテソレヲ資ツテ居ルノデシタク、此ノ點ガゴザイマムナカ、今ソレヲ直ゾニ廢止スルト云フコトハ考へテハ居リマセヌソレカララ金ガ低利資金ノ利潤稼ギノミニ限イテ居ルト云ノ點ガゴザイマシタク、此ノ點ハ、中古マル貸合ハ、總額ノ申デ底利賃金ノ申古マル貸合ハ、總作農ノ資金等ノ特別ノモノヲ除キマスレバ、漸減ノ方向ニアツクノアリマスガ、又今後ハ政府資金ノ融通ハ原則的ニ事實上不可能ニナツテ居リマスカヌラ、利潤稼ギニ傾ク心配ナイト思フモノ、中後ノ自己資金ノ一層農業ノ生産面、其ノ他農林水産業ノ生産力ノ上リマス方面ニ投資致シマシテ、農民ノ蓄積シマシタ資本ヲ其ノ方向ニ還元シテ行ツア、以テ食糧ノ増産ト、見返リモ、アリハ五員會ニ議りタトイト、斯ウ考へテ居ル次第、稻村小左衛門君(拍手)○副議長(木村小左衛門君) 稲村君、宜シウラ(ライマス方)○稻村順三君 私ノ間ニ對スル十分ナ御容ヘテ思ヒマセスケレドモ、アトハ五員會ニ議りタトイト、斯ウ考へテ居ル次第、稻村小左衛門君(拍手) 郎君

カ分ラナイ現在ノ段階ニ入ツテ居リマス、農林中央金庫ノ根本的ナ修正ヲ、何故ニ此ノ新シタ舞足ニル日本ノ現段階ニ對シテ御考ヘナラナイノカ(拍手)現ニ政府農地政策ノ改革、協同組合法ノ提案ヲナサント致シテ居ルノデアリマス、此ノ面カラ見マシテモ、直接面チニ現在ノ農林中央金庫ノ機構ニ重大ナル影響ガ及シテ來ルノデアリマスカラ、同ジ議會ニ於テ、倉卒ニ此ノ部分的改正ヲ提案シ、又引續ケテ根本的ナ改正ヲアリテ御考ヘガアルカウカ、斯様ナ分裂ヲ御策ノ執リ方ナシケレバナラズ理由ガ、農林大臣ノ提案ノ理由ナハ了解致シ兼ヘルノデアリマス、此ノ點ニ對スル農林大臣ノ明確ナル御答辯ヲ伺ヒタ所思ヒマス、恐ラク此ノコトハ銀行制度ノ改正ニ關聯ラシ、金融機關ノ重要ナリノデアリマス、此ノ點ト云ハ十分想像致サレルノデアリマス、隨テ此ノ全金融機関トノ關聯ニ於テ將來改正ヲセントスル場合ニ於ケル、唯一ノ農業金融機関ノ中心デアル農林中央金庫ノ性格ニ付テ、如何ナル構想ヲ持ツテ居ルカト思フノデアリマス、其ノニトハ多少ノ説明ヲ附加スレバ、今ノ農村ノ現状カラ見マトド、ドウモ懸念後銀行ガ積損ノ発生ノ原因ナリ、此ノ現状ニ於テ居業會ノ信用事業ヲ廃却シテ居ルト云ふコトニ對スル農林大臣ノ答辯ヲ求メル時同ニ、大減少ニ對シテ居リマス、金融機関ノ中ニ古ムル農業金融機關全シテノ中央金庫ノ性格ニ改メントスル機構ノ方針ヲ、此ノ際伺ツテ置キタイト思フノデアリマス、其ノニトハ多少ノ説明ヲ附加スレバ、今ノ農村ノ現状カラ見マトド、ドウモ懸念後銀行ガ積損ノ発生ノ原因ナリ、此ノ現状ニ於テ居業會ノ信用事業ヲ廃却シテ居ルト云ふコトニ對スル農林大臣ノ答辯ヲ求メル時同ニ於テ、銀行ガ横暴デアル農業機関ニ於テ居リマス、此ノ銀行ト日本ニ之常ナ迷惑ヲ感ジテ居ル拍子ニサウ云ニ取ツテ代爾モノナイトノ農村金融機関ニアル此ノ中金ヲ初メ、系統農業機関ト云フモノニ對シテ、今後如何ナル御考ヘナラムテ行カレントスルカ、同時ニ是ハ農業金融ノ根本ニ合非常ナル危機ヲ招來ヲ致シテ居リマス、

是ハ勿論農業金融ダケデナイコトハ承
知ヲ致シテ居リマスガ、農民ハ出来金
融經濟ノコトハ全ダ種イノデアリマ
ス、先祖本業營トシテ日暮労力ボシ
タク、本富ニシテ火燈思ヒヨシ
テ溜メタ傍カ金集マリ集マツテ
今日庵大ナル中金其ノ他ノ農村資金ヲ
構成致シテ居ルノデアリマスガ、ソレ
ガ政府ノ監督下ニ於テ今日百億ニ近イ
有價證券ヲ持チ、而モ其ノ中三十數億
ハ在外資本シテ、其ノ運命ハ如何ニ
成ケカラ分ナシテ農村ノ運命カレトコト
マス、農民ダケガ助カラウトコトヨリ
ハ勿論考ヘテ居ラタクト思ヒマスガ、併
シ斯様ナコトハ恐テ全農民ハ大部分
夢ニモ考ヘテ居ラヌコトダト思ヒマ
ス、ノラ簡単ニ、今農家ハ經濟ガ良イノ
ダト云フヤウナコトニ依ツテ、農村經
濟ト云フヤウナコトニ依ツテ、農村經
濟ニ至リマシテハ、幾州政府ガ招来六
開放ヲヤツテ農村ノ新シイ構成ヨヤル
ノダトランシ見タ所ニ、此ノ力弱イ農
村經濟殘却ノ根本カラ破壊ヨシテシマ
ツテハ日本ノ再建ハ出來ナイト思フ、
是等ノ點ニ對シテ大藏大臣ハ如何ナル
御考ヘテツナシテ居ラレルカラ伺ヒタイ
ノアリマス

次ハ耕林大臣ニ對シテ——今度ノ改
正ハ自作農ノ創設維持ト農地ノ造成管
理ト云フニコトノ目標ニ取上ゲテ居リマ
スガ、自作農ノ創設維持ト云ノ問題ハ
一體今度提案ヲセントスル農地ノ大
改革ニ伴ツテ、斯様ナカ細イ農村基金
融テ以テドウシテ好木本付クノカ、是
常識ヲ以テシテ考ヘラレナキ、是
ハ當然國家ノ責任ニ於テナスベキモ
ノアリマス、農民ノ小額ナル資金ヲ居
下全部ト云ソカ、全部デモ足リナイン
資金ヲ數十箇年ニ及シテ固定スルヤ
ウナコトハ、言サテ見タ所ニ出來ナ
イ相談デアリマス、斯様ナコトヲ
簡單ニ書キ上ガテ居ルコトニ、今後
ハ、地主ガ一寸モヤラナカツタト云フ
ルノガアリマシタカ、細々ナガラモ多
少政府ト共ニヤツテ來タガ、明治
テ——今マデノ農村ニ對スル土地投資
ハ、地主ガ一寸モヤラナカツタト云フ
ルノガアリマシタカ、細々ナガラモ多
少政府ト共ニヤツテ來タガ、明治

正昭和ヲ通シテ戰爭マデニ、日本ノ政府ハ地主ト共ニト云「ノカ」、結局政府ノ全力ノ以てシテ僅か十三億圓シカ日本ノ土地農地ガ本當ニ甚々トシテ駆マセス、ハ端農地ガ本當ニ甚々トシテ駆マセス、ハ蓋舊サレタル資本ノ總額ナガ、農村ニ戻ラムシテ都市ノ賑開トナリ、工商業ノ興達トナリ、軍備ノ充實トナツテ、戰爭ヲヤツテ負ケタ云ワコトアリマス（指手モ其ノ結果、今日日本のナコトニ一ツモ金ガ注ギ込ンダナイ爲ニ、幾ラ食糧増産ヲ驟ニモ、財糧ノ生産ハ出來ナイ、三百萬町歩ノ耕地ニ於タノデアリ、マヌ、之モ考ル時ニ於テ、新シイ士官ノ開放ニ云「法律一本デ片付ケテモ、本當ニ生活力ナコト出来マセス、都會ノ人ダケガ、農民ハ指手喫采ナシテ居候考ルカモレシマセス）ノ耕地、農民ヲシテ農業ノ公私事業マセヌガ、土地ノ開放ニ伴ツテ根本的ニ國家ノ力（此ノ土地ニ想之切ツテ集中シナケレバ、本當ノ土地開放ノ結果ノ收穫ハ舉ナインアリマス（指手其ノ意味ニ於テマシ、半億ノ公私事業ノハラクノ頼リニ宣傳フシテ、リマスルガ、斯様ノ貧弱ナ計畫シテ居考ヘテ居リマス農村ノ施策ハ絶対ニ出来マセス、而モ尙ホ此ノ相當部分ヲ農業現狀ノ知ラザルモ甚ダシヨウノデアリマス（指手今日ノ農村ハ、戰災者、復員者、外地歸還者ヲ初メトシテ、溢レルヤウナ國民ノ多數ヲ、力耕丁耕地ノ上ニ收容シテ、政府ノ一文ノ補助、應援モナシニ之ヲ養ツテ居ルノデアリマス（指手其ノ庶人ナル分量ナルヤ、厚生大臣等ヲ農村ハ貢致シテ、ア別ノ大キリマス（指手其ノ上ニ今度ヤル政府ノ失業對策ノ相當ノ部分ヲ、農民ノ負擔附ギテ仕事ヲサセヨウトハ何タルコトカ、ドコマデ農村ヲコケニベルノカト云アコトヲ私ハ叫ビタノアリマヘリマス（指手其ノ上ニ今度ヤル政府ノ失業對策ノ相當ノ部分ヲ、農民ノ負擔附ギテ仕事ヲサセヨウトハ何タルコトカ、ドコマデ農村ヲコケニベルノカト（指手資金ヲ出スナラバ、飽クマデ國家ノ責任ニ於ケ出スコトヲ御考ヘ願ヒ

タイガ、此ノ改正デ左様ナコトヲ意圖シテ居ルカドウカ、大藏當局ト農村當局ノ一決定ハシテ居ナイカセ知レマセヌケレドモ、安定本邦ニ對スル現在ニ於ケル政府ノ考ヘ方ヲ伺ヒタイノデアリマス
尙ホ序ニ、今都市ノ戰災者、或ハ復員者、外地歸還者ノ人達デ、一番眞面野ニ入ツル開拓者トナラントシテ努力政府ノ方針ニ協力シテ遼早クモ山ヤ原セラレタ開拓者分々ニ行カナイ結果、又仕事ノ困難ナル結果、今日此ノ人達ハ本當ニ氣ノ毒ナ状態ニ置カレテ居リマス、開屋ヲヤツテ居タラ、モソツ樂ニ生活出來タカモ知レナイ、ソレガ眞面目ニ政府ノ施策ガ二分ニ行カナイ結果、又仕事ノ困難ナル結果、今日此ノ人達ハ本當地ニシングダヘシ、且ハ凌ノ資源ヲ供給シテ、今ヤ自分ノ鍛命ヲ繫グニモ事缺ク状態ニナツテ居ル開拓者ガ多數ニアリマス（拍手）政府ハ之ヲ何ト考ハテ居ラレルカ、之ニ對スル政府ノ資金ノ供給ハ此ノ改正ニ於テ考ヘテ居ラレルカドウカ、顧ハクハ直カニ一萬圓程度ノ資金ヲ國庫ニテ直チニ出シテ、之ヲ救済スルコトヲ考ヘラレントラ希望スルナデアリマスガ、之ニ對シテ政府ハドウ考ヘテ居ラレルカ、最後ニ農林大臣ハ、改正ノ重點ヲ肥料ニアルト言ハレタノデアリマスガ、今度ノ改正ニハ肥料ノ問題ハ文字ノ上ニ現ハレテ居リマセス、而モ肥料ノコトガ速急ニ必要タラト云コト乎テ此ノ改正案ニ出サレラタノデアリマスガ、ハ、我々ハ疑ハザラントシテモ疑ハザルヲ得ナイ、ナゼ肥料ノ問題ガソレ程重要デアルナラバ、モソツ根本的ニ考へタ上デオヤリニナラナイカ、勿論農村ハ肥料ヲ一刻モ早クト云コトヲ急イデ居リマス、其ノ農村ノ弱味ニ付シテ居ルノデアルカ、國民ハ財閥ノ骨體ノ醜態ノ聲ナ聞イテカラ、其ノ後杳ハトシテ分リマセヌ、恐ラク肥料會社

テ、最後ニ稻村君ノ意見ト同様ニ、私ハ日本肥料ハ不必要トアリトヒマス、之ニ金ヲ融通ヲシテ、農民ノ肥料ハ一ヶ致モ安クハナラナイシ、少シモ硝エナシマス、是ハバキヤリヤテ、モウ一度重シマス、シタラ宜ト思ヒマスガ、モウ一度重シテ農林當局ノ所見ヲ伺ツテ置キタイト思ヒマス（拍手）私ノ質問ハ以上アリマシテ、御答辯ニ對スル再度ノ質問ハ委員會ニ於テ致シタイト思ヒマス（拍手）
○國務大臣和田博雄君登壇
ノ御質問ニ御答へ中上ダマス、農林中央金庫ノ民主化ノ問題デザイマスルガ、農林中央金庫ノ性質如何ト云フコトデアリマスガ、是ハ現在ト雖モ組合金融ノ中央ノ機關デアリマス、將來ト雖モ此ノ性格ハ變テナイト思ヒマス、唯能ク御考へテ御願ヒ致シタインハ、農林中央金庫ニ還ツテ行キマスルト同様時ニ、ソレハ農業ノ特殊ノ性質上、特合金融ノ中央機関デザイマシテ、一ノ般ノ金融界トノ接觸ヲ必要トスルノデアリマス、農業ニ於テ蓄積サレマシタ資本ガ、農村ニ還ツテ行キマスルト同様時ニ、ソレハ農業ノ特殊ノ性質上、特別ナ中央ノ金融機關ヲ必要トスルノデアリマス、農業金融ヲ根本的アリノデナヤウニ此ノ中金ヲ運営シテ行クト云フコトガ要點ダラウト考ヘルノデアリマス、農業金融ヲ根本的アリマスルノデ、其ノ本來ノ性質ヲ失ハシテ居ツタノデゴザイマスルガ、是等ノ點ニ付キマシテハ、慎重ニ私トシテハ今後研究ヲ續ケテ、成ベク成案ヲ得タイ、斯様ニ考ヘテ居リマスソレカラ自作農ノ資金ノ融通ガ、今度出サレバナル地改革トノ間ニ矛盾ガアルデヤラウトシテ居ルノデアリマス、トルガ、是ハ矛盾ハナノイデアリマス、トルセヌ、現在自作農創定ノ事業ハ進行中アリマス、隨ヒマシテソレニ要シマ

スル資金ハヤハリ要ルノデゴザイマス、ソレ等ニ付テノ途ヲ開キマスルコトハ必要ナノデゴザイマシテ、其ノ間ニ何等私ノ矛盾ノ感ジテ居ムセラレカラバ開拓ノ營農資金ノ問題デゴザイマスルガ、是ハ御説ノヤウニ附記地ニ入りマシテ營農ヲヨリマスル者ニハ、其ノ經營資金ガ奪リマスルコト、私モ同感デアリマス、之ニ關シマシテハ大體一萬圓ヲ出ス考ヘ居ルノデゴザイマスルガ、其ノ出シ方ニ付キマシテハ、其關係方面ヲ折衝中テアリマスレカララ方面ノ肥料會社ヲ救濟スル爲デハナイカト仰セラレルノデゴザイマスルガ、サツ云フ撮レテシマヤウナ肥料工業ヲ救濟スルト云フノデハアリマセヌ、是ハ法案ノ根案理由デ説明致シマシタヤウニ、農村デ中金ニ蓄積サレマシタヤウニ、農村ノ餘額サレマシタヤウニ原因ハ、復興資金ノ漏洩ト云フ點ニアルノデゴザイマスルノデ、幸ヒ農村ニ於テ蓄積サレマシタ此ノ資本、ノ方面ニ資通直シマシテ、一定ノ計画ニ從ヒマシテ復興ヲ促進シマシテ、一刻モ早ク肥料ノ増産ニ資シタイ、斯ウ云フ考へナノデゴザイマス、御諒承ヲ御願ヒ致シタイト存ズルノデアリマス。

シテモ不可分ノ條件ト考ヘマスルノ
デ、是ハドウシテモ不可分ニ考ヘマシ
テ、兩々相俟ツテ行クベキモノダト
斯様ニ考テ居ルノデザイマス
(國務大臣百石橋謹山君)
○國務大臣(百石橋謹山君) 今竹山君力
ラノ御質問ハ、實ハ私ノ場所ガ惡イノ
デアリマスカ、ドウモ十分ニ聽キ取レマ
セスデシテ、私理解シ得ナカツカモ
知レマセス、第一ニ此ノ金融機關、根
本農林金庫ニ關スル政正ヲ、モソツ
デアリマスカ、ニヤラニイカトモ、彼質問ヤ
デアミマシタガ、是ハ毎々申上ゲマス
ルヤウニ、獨り農林中央金庫ノミニマ
ク、總テノ金融機關、就中特殊金融機
關ニ付キマシテハ、全般的ニ其ノ系統
ヲ正シ、改正ヲスル必要ガアルト云フ
コトハ特ニ認メテ居ル次第アリマ
ス、前内閣時代ニ於キマシテモ金融制
度調査会ガ設ケマシテ、金融機關
全體ノ改正ヲ行ヒタモト存ジテ居ル次
第デアリマス、今回ノ改正ハソレマデ
ガ、成ベク早イ機會ニ機関ヲ設ケマシ
テ、各方面ノ知識ヲ集メテ、金融機關
ヲ行ツテ居ツタノデゴザイマス、此ノ
事業ハ其ノ後只今中絶シテ居リマス
ガ、成ベク早イ機會ニ機関ヲ設ケマシ
テ、又澤村ノ貯蓄ガ金庫等ニ集リマ
シテ、ソレガ有價證券ニ變ツチ居ル、ソ
レニ依ツテ今後損失ガ起リハシナイカ
ト云フヤウナ御質問デアツカト考ヘ
マスガ、是ハ有價證券之性質ニ依リマ
シテ、場合ニ依ツテ損害ノ発生ルコトモ
ゴザイマスケドモ、實論特ニ農業
資金ニ大ナル損害ヲ及ボスヤウナコ
トガナイヤウニ我々ハ現在努力メテ居ル
ト云フヤウナ御質問デアツカト考ヘ
譯デゴザイマス、尙ホソレ等ニ付テノ
細カイ點ハ、委員會等ニ於テ詳シク御
意見セ承リ、御答ヘ申上ゲタイト存ジ
テ居リマス

ルカ、或ハ又其ノ他ノ形デ國民貯蓄ヲ利用スルカラ、是レ以外ニハ政府其ノそノニハ資金ガアリマセヌ、テアリマスカラ、農林中央金庫カラ、例ヘ肥脛供給方面ニ資金ヲ供給スル、之ヲ政府ガ供給方面ニ致シマシテ、或ハ農村ニ資金ガナケレバ外ノ方ノ資金、何レニシテモ國民ノ貯蓄ヲ其ノ方面ニ迎サナケレバナリマセヌ、唯其ノ場合成ベク國民ノ貯蓄ヲ安全ニ、且又最モ國家ニ有益ナ方面ニ融通ナセルヤウニ政府モ指導致シマス、ソレダケノコトハ十分心得得ニリマスシ、又今モ努力大至ト思ヒマスガ、特ニ政府ノ資金ヲ賄ツバ云フコトハ、是ハ私ノ誤解カモ知レマセヌケレドモ、若シサウダアリマスナラバ、只今私ガ中上ダタヤウニ理解シテ居ル次第アリマス
ガ、ソレカラ財閥解體ノ問題デアリマスガ、ソレハ目下解體ノ調査ヲ始メテ居譯デアリマシテ、是ハ浦ノ解體ナコトニ非常ニ遅延致シテ居リマス、ソレ云ナコトニアル關係カラ組織ガ連レテ居ルト云ナキウナ譯デアリマスカラ、只今焦ツ共政府ニ委員長ガ中々出来ナカツタノデアリマスガ、折角出来マシク委員長トニ非常ニ遅延致シテ居リマス、ソレ云ナコトニアル關係カラ組織ガ連レテ居ルト云ナキウナ譯デアリマスカラ、是早クノ解體ガ行ハレ、ソレ云ナコトニアル關係カラ組織ガ連レテ居ルト云ナキウナ譯デアリマシテ、此ノ點尙ホ細カイ點ナハ、委員會等ニ於テ又御答ヘスル機會ニ最モ心矣デアリマスカラ、只今焦ツテ其ノ事務ヲ致サウト致シテ居ル次第キマシテ、財閥ノ解體ガ行ハレ、ソレ安走スルコトガ、日本ノ經濟ノ爲デアリマシテ、此ノ點尙ホ細カイ點ナハ、委員會等ニ於テ又御答ヘスル機會ノ中デ本年度五億圓ヲ實ハ要シテ居金融方面カラ、先づ二十一億圓餘ノ見積リヲ致シテ居ル譯デアリマスガ、其ノ中デ本年中金共同デ社債ヲ引受ケテ黄ツテノ値上リ、等デ、此ノ儲行ケルカドウカ分リマセヌガ、取敢ス此ノ五億ノ金ヲ、風銀、勸銀、市中ノ五大銀行及ビ農林中金共同デ社債ヲ引受ケテ黄ツテ居ルヤウナ譯デアリマス、併シナガラノ社債ノ中デ、殆ド九〇%ハ實ハ申

ノ停止ニ依リマシテ、農林中央金庫ノ保有スルニ二百二億圓ニモ上りマス底大ナル事業ニ森林水産等ノ農政上ニ重要期ニ亘ツテ流通スルヨコトヲ簡易ニ且長ムル爲ノモノデアリマシテ、私ハ其ノ御趣旨ニ付テハ洵ニ結構ト思ヒ、殊ニ農村ノ民主化ノ爲ニ大いニ有效ニ運用サレルコトヲ望ムモノニアリマスケレドモ、若シ假ニ其ノ運用ニ付キマシテ一步ヲ誤リマスラニテ、密山漁村ニ於テ賃積セラムシタノ零細シマツノ金ヲ、産業資本ノ犠牲ニ供シテマフ虞ガ多分エアルト云フコトヲ御注意申上ゲタインノデアリマス、只今農林大臣ノ御話ニモアリ、又商工大臣ノ御話ニモ出マシタガ、最近ノ肥料工業ノ復興ニ要スル資金、即チ二十一億圓ニ上リスル資金本年度ノ復舊補修竝ニ増設ニ要リ、又急速ニ設備ヲ擴張致シマスル爲シヤイマンシタガ、私ノク限リデハ九三%、即チ殆ド全部ヲ農林中央金庫ニ依シテ負担スルト云ナウニ承ツテ居リマス、肥料工業ガ此ノ際甚速ニ立直リ、又急速ニ設備ヲ擴張致シマスル爲シニ巨額ノ資金ヲ要シマスルシ、又此ノ資金ノ調達ノ爲ニ種々困難致シテ居リタル者ト致シマシテ居ルノデアリマシテ、是が解決存ジテ居リハ甚ダ結構ナコトアアルト存ジテ居リマスルガ、此ノ融資ノ方法ガ、日本興業銀行ヲ幹事ト致シマシテ、農林中央金庫、三井銀行、安田銀行、帝國銀行、三和銀行、勸業銀行、住友銀行等ガ「シンヂケート」團ヲ成致シマシテ、肥料會社ノ發行スル社債ヲ受ケルノデアリマスガ、殊ニ九三%ノ中央金庫ガ引受けケルト云フコト、是ハ農林中央金庫ガ其ノ性格ヲ變ヘマシテ、金融資本トシテ發足スルト云フコトニ解サレルノデアリマス、私ハ此ノ法案ヲ能ク拜見シテ見タノデアリマスガ、此ノ改正法案中ニモ、斯カル機能ヲ中央金庫が行ひ得ルト云フコトハ特ニ見出シ得ナリヤウニ思ヌノデアリマス、是ガ法的根據ニ對シマシテ農林大臣竝ニ大藏大臣ノ御答辯ノ願ヒタノデアリマス、第二ニ肥料工業ハ、現在ニ於キマシテハ全ク單純ニ資本主義のナ権構ノ下ニ

アリマスル私的企业アリマス、サウジアラブニア見マシテモ、外國カラノ幾多ノ輸入商品ノ影響ヲ受マシテ、殊ニ昭和五年頃トドイラン砲安ノ「ダンボング」ニ依リマンチ其ダンイ影響ヲ受け、所謂甚ダ浮揚ノ多事業アリマス、ソコデ之ニ對シマシテ農山、漁村ノ零細ナル資金ノ集積ヲ長期ニワツテ貸付ルコト、此ノコトハ極メテ危險アルト考ヘルノアリマスガ、此ノ點ニ關シマシテ農林大臣ノ御所見ヲ承リタインオデアリマス。

「トン」、農林省ガ四千五百「トン」、又昭和電工ノ廻瀬工場デアリマスガ、三月ノ生産指示ガ商工省ガ二千五百「トン」農林省ガ四千五百「トン」、四月ガ商工省ガ三千二百「トン」ヲ指示シテ居ル白「トン」、更ニ五月、六月ハ同様ナ數量ヲ指示シテ居リ、七月ニ至ツテハ商工省ガ五千「トン」指示スルニ對シテ、農林省ガ三千二百「トン」ヲ指示シテ居ルノデアリマス、斯ウ云ソタ最モ今必要トサレル肥料ノ生産目標ニ付キマシテ、兩省ノ命アル所ノ生産指達ガアルノデアリマス、コソナヤウナ実例モアルノデアリマス、又製造業者ト致シマシテモ、二重手間ニナリ、色々アチラニモ、コチラニモ氣兼ネラシナケレバナラヌ、又對外的ニモ煩瑣ナル手續ヲ履マナケレバナラヌト云フコトガゾサイマシテ、ドウシテ此ノ二ツノ省ニ跨ガルコトノ持チ來ラス、非能率或ハ難堪シテ居ルヤウニ私ハ承ノガ、肥料増産ノ上ニ極メテ大キナ痛トナツシテ居ルヤウニ現状ハ思ハレント云フ、農林大臣ハ金融マテ見テ行カウシテアリマス、此ノコトハ一日モ早クシテ云フ、御心持ナムヒ以チソテ戴キタイ、斯ウ一般ハ熟曉シテ居ルヤウニ私ハ承知ヲシテ居リマス、此ノ意味ニ於キマデアリマス、此ノコトハ一日モ早クシテ云フ、御心持ナムヒ以チソテ戴キタイ、斯ウ一般ハ熟曉シテ居ルヤウニ私ハ承知ヲシテ居リマス、又商工大臣ハ之ニ對シテドウ御考ヘニナリマスカ、商工大臣ハ、法律ヲ改廢シテ官制ヲ一元化シテ、商工省ガ肥料ノ生産行政ノ一元化圖ラレヨウトスルカ、此ノ點ヲハシイノデアリマス、又商工大臣ハ之ニ對シテドウ御考ヘニナリマスカ、商工大臣ハ、法律ヲ改廢シテ官制ヲ一元化シテ、商工省ガ肥料ノ生産行政ノ一元化圖ラレヨウトスルカ、此ノ點ヲハシイリト御伺ヒシテ置キタリ思フナデアルマス、生産數量ノ決定ヨ除キマシテ肥料工業ノ一切ヲ見ル決定書イテアリマスルコトハ、恐ラク化學肥料工業ト云フモノハ純然ナル化學工業アル、サウシテ化學肥料工業ト云フモノハ、鐵鋼工業、或ハ石炭工業ノ上ニ立ツモノデアル、蓄葉ヲ換ヘテ申シマスナラバ、原料トシテ非常ニ多量所謂化學工業デアル、即チ「ベンゾール」工業、「ホルマリン」工業、或ハ「ア

セトン「工業ト云フ一ツノ大キナ魂ノ
中ノ一環アル、又此ノ工業ガ「アン
モニア」工業、或ハ硫酸工業、又石灰
密素ノ場合アレバ「カーバイド」工
業、斯ウハ農林中央金庫ハ、泡クマ
テ居ル、サウシテ是等ノ工業ハ硫酸工
業ニ採ツテ見マシテモ、其ノ光先ノ發展
ノ目標ト致シマシテ、人網トカ、或ハ
人造石油、或ハ電池工業、サウ云ツタ
モノ、又有機合成工業等、色々ト純粹
化學工業方面ニ實ニ多クノ技ノ持ツテ
居ルノデアリマス、アリマスカラ、
例ニ採ツテ見マシテモ、其ノ光先ノ發展
ノ目標ト致シマシテ、人網トカ、或ハ
人造石油、或ハ電池工業、サウ云ツタ
モノ、又有機合成工業等、色々ト純粹
化學工業方面ニ實ニ多クノ技ノ持ツテ
居ルノデアリマス、アリマスカラ、
是等ノ技アリカルカ、是等ノ工業ヲ持
ツ専門ノ省ト云フ意味ニ於テ、商工省
其ノ肥料行政ヲ、生産數量ノ決定ヲ
除イテ全貌見ル、斯ウ云フ意味アル
ヤウニ思ノノデアリマス、商工省ハ之
ヲ其ノ通り忠實ニ實行サレマシテ、官
制ニ從ツテ肥料生産行政ヲ一元化サレ
リ御願リガカルカドウガ、此ノコトヲ
商工大臣ニ伺ヒタインノデアリス、私
ハ今述べマシタヤウニ、農林中央金庫
ノ資金ヲ肥料工業ニ用ヒルコトハ非常
ニ危険ナコトデアルト云フコトヲ申上
ゲテ——私ハナウ考^(テ)居リマスルガ、
商工大臣ハ官制上ノ主務大臣トサレマ
シテ、腰持會社ノ復興資金ヲ御作リニ
コトヲ御伺ヒ致シタノノデアリマス
肥料工業ニ限ラズ、戰後ノ工業ノ復
興ノ爲ニハ、全ク茲ニ今マテト構想ヲ
新タニシタ復興金融會社ト云フヤウナ
モノヲ作ツテ、之ヲ助成スル外ナイト
考ヘテ居ルノデアリマスガ、商工大臣
ハ此ノ點ニ關シテ如何考ヘラレテ居ル
ノデゴザイマスカ、又其公復興金融會
社ノ設立ガシニヨクニ要望サレルモ
ノデ、又ソレガ一日を早ク出來ナケレ
バナラナイト思ノノデアリマスルガ、
是ガ今日マテ出來ナイコトノ理由ヲ大
藏大臣ニ御伺ヒ致シタイ、又大藏大臣
ハソレヲ御作リニナル積リテアルナラ
バ、ドウ云フ規模ニ、ドウ云フ構想ノ
下ニテ之ヲ御作リニアルモノノデアル
カト云フコトヲ御伺ヒ致シタノデア
リマス、私ハ農林中央金庫ハ、泡クマ
デ本來ノ使命アル所ノ農業金融ニ邁
進シテ戴キタイ、サウシテ工業ノ復興
ニ關シテハ、之ニ専門ノ金融機關ヲ一
日モ早ク作ラレルコトヲ希望致シマ

ス、サウシテ肥料生産行政ノ二元化トナコトヲハ、マルノハ、現在ノ情勢ノ下ニ於テ、肥料ノ需要トキリトシナモノガ甚ダ切實ナモノデアリ、又此ノ生産ノ見込ト云フモノガ、前途中々ニ多難ナモノデアルト云フコトヲ考ヘルカラデアリマス。ソコニ極メテ簡單ニ肥料工業ノ現在ト将来ノ關係ニ付テ私考ヘヨ申上ゲル、當局ノ御意見ヲ伺ヒタノ内デアリ、又此ノ肥料ノ生産計畫ハ、二百二十七萬ト「トント」デアルト云フコトヲ屢々居リス、是ハ過去ノ實績ニ較ベテ見マスル事、即チ昭和二十五年度皮ニ於ケル「窒素肥料ノ生産計畫ハ、二百二十七萬ト」ニ對シマシテ、八十萬トンヲ増加シテ居リマス、是ノ百四十萬トンニ對シマシテ、最低ノ人生産ハ昨年ノ三十萬トンニアリマスが、之ニ對シテ五年後ニ二百萬トンヲ増加スル計畫テアリマス、如何ニ昨年度即チ最低生産ノ時が敗戰ノ直後デアリ、又敗戦シツ、アツ年年アルト致シマシテモ、ソレニハソレダケノ數算ヲ桑シダ理由、即チ設備ノ老朽ガアルノデアリマシテ、之ヲ興グスルコトハ、二百萬トン以上五箇年間ニ植ヤスト云フコトハ、實ニ並大抵ノ努力デナイト云フコトヲ當局ノ方ハ肝ニ銘ジテ考ヘテ置イテ戴キタノデアリマハ、寧素肥料ノ生産統籌ハ爆煙ニ依リマシテ、所謂其ノ戰災ヲ受ケタ規模ハ、生産設備ノ七八%アルト言ハレテ居リマス、其ノ後十箇月ノ間アルト言ハシテ、罹災シマシタ能力五五%回復致シテ居リマス、此ノ回復ノ速度ト云フモノハ、比較的満足スベキモノデアルト私ハ考ヘルノデアリマスガ、此ノ復興ヲ可能ナラシメタモノハ、重需工業ガ廢止サレテ、ソレニ依ツテ鐵鋼トガ、銅ノ非鉄金属ノ等ハ「セント」或ハ「火煉瓦等」ノストックガ此ノ肥料工業ニ一遍ニ振向ケラレタコトニ依ツタモノデアル、是等ノ「ストック」ハ概不使用し盡サレタモノト考ヘテ宜イト思ヒマス、又石炭トカ「コーケス」ト云ツタヤウナ運轉用資材ニ付

マスカラ、其ノ點へ御安心ヲ願ヒタ
ト思ヒマス(拍手)併シ何レニ致シマシ
テモ、將來經濟安定本部等ガ設ケラレ
マシタ後等ニ於テハ、ドウカ此ノ問題
ヲ一ツ取扱ハレマシテ、本當ニ氣持好
ク仕事ガ出来得ラルヤウニシナケレ
バナラズ、斯様ニ私共ハ考ヘテ居リマ
ス、ドウス、在様御諒承願ヒタイト思ヒ
マス(拍手)

〔國務大臣和田博雄君登壇〕

○國務大臣(和田博雄君) 今度ノ改正
ニ依リマシテ、肥料會社ニ中金カラ金
ヲ貸シマスルヨコトニ依リマシテ、農林
大臣ノ指導力ヲ強化スルト云フ御尋不
デアリマスガ、商工大臣ガ言ヒマシタ
ヤウニ、サウ云フヤウナサモシイ考へ
ハゴザイマセス(笑聲)肥料ノ一元化ノ
問題ニ付キマシテハ、是ハ今ノ狀態ニ
於キマシテ、増資ガ最モ必要ナコトデ
ゴザイマスルノデ、此ノ行政機構上ノ
關係デ相争ヒマスコトハ、私ハヤツテ
ハナラナイコトダムヘテ居リマシ
ニ妥當ナ所ニ一刻も早く問題ヲ解消シ
テ行キタメトニ、斯様ニ考ヘテ居リマ
ス、サウシテ本當ニ氣持好ケ肥料ノ增
産ニ挺身致シタイト考ヘテ居ルコト
ハ、商工大臣ト全ク同様アリマス、ソ
レカラ現在金融通貨シテ居ル其ノ法律上
ノ根柢ハドウカト云フコトデゴザイマ
スルガ、是ハ現在農業會社ニ森林中央
金庫ガ融通致シテ居リマスルノハ、第
十五條ノ餘裕金ノ運用トシテ融通ヲ
致シテ居ルノデゴザイマス(拍手)

〔國務大臣石橋湛山君登壇〕

○國務大臣(石橋湛山君) 小坂君ノ御
質問ニ對シテハ既ニ商工、農林兩大臣
カラ御答へガアリマシテ、私カラ申上
ガルハ、唯復興金融會社ノ一點ト力思
ヒマス、是ハ急イデ居リマシタノデス
テ居リマシタガ、最近大體案ガ定マリ
マシタカラ、極メテ近イ中ニ御審議ヲ
願フコトニナラウト想ヒマス、唯殘ツ
シテ居リマス問題ハ、之ヲ會社ニスル
カ、ソレシ検討ヲ要スルモノガアリマ
シテ、ソレガ決マリサヘスレバ、直チ
ニ法案トシテ提出スル所積リテアリマ
ス、其ノ規模ハ差詰メ政府出資二億圓

ト云フコトニ致シテ居リマス、其ノ外復興金融機關ガ資金ヲ利用スル途ナヘ日本銀行カヲノ融資ヲ受ケルト云ソ風大體同ジ仕組ニ致ス積リデゴザイマス（拍手）○小坂喜太郎君　只今ノ誠意アル御答申謝致シマスガ、其ノ内容ニ於キマシテハ、必シモ満足スルコトハ出来ナインデアリマス、併シ時間モ遅イコトデアリマス、詳細ハ委員會ニ譲ルコトニ致シマス（拍手）○副議長（木村小左衛門君）是ニテ質疑ハ終了致シマシタ、本案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付テ御詰リ致シマス